

平成26年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成26年3月10日(月) 午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第15 議案第14号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第15号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第16号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第17号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5

号)

- 日程第19 議案第18号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第20 議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算
日程第21 議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第22 議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第23 議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第24 議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第25 議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第26 議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26

出席議員(14名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 上 林 村 治 君 | 2番 西 澤 桂 一 君 |
| 3番 伊 谷 正 昭 君 | 4番 高 橋 正 夫 君 |
| 5番 外 川 善 正 君 | 6番 徳 田 文 治 君 |
| 7番 河 村 善 一 君 | 8番 小 杉 和 子 君 |
| 9番 本 田 秀 樹 君 | 10番 瀧 すすみ江 君 |
| 11番 森 隆 一 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君 | 14番 吉 岡 忍ミ子 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 町 長 宇野一雄君 | 教 育 長 藤野智誠君 |
| 住 民 福 祉 主 監 西川都々子君 | 総 務 主 監 杉本幸雄君 |
| 管 理 主 監 北川孝司君 | 収 納 管 理 主 監 上林忠恭君 |
| 総 合 政 策 主 監 林 定信君 | 環 境 対 策 主 監 飯島滋夫君 |
| 教 育 次 長 小杉善範君 | 教 育 主 監 松藤美保子君 |
| 産 業 建 設 主 監 北川元洋君 | 教 育 振 興 課 長 青木清司君 |

総務課長	中村治史君	福祉課長	岡部得晴君
建設・下水道課長	中村喜久夫君	人権政策課長	本田康仁君
生涯学習課長	山本隆男君	健康推進課長	酒井紀子君
子ども支援課長	川村節子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田幸子	書記	宮崎淳
--------	------	----	-----

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。3月半ばと言いますのに今朝のように寒い日が続いております。まだまだ寒い日が続いて、皆さま方には日頃の体調の管理などが難しくなっております今日この頃でございます。本日はお足元のお悪い中、皆さんこのように出席いただきまして本当にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成26年3月愛荘町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、伊谷正昭君、4番、高橋正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より3月28日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月28日の19日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3 町長提案趣旨説明を求めます。町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さんでございます。

本日ここに、平成26年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、新議員さんを含め、14人のお顔も揃い、全員のご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。日頃は、町政各般にわたりまして、格別のご支援・ご協力をいただいております、併せて、心から厚く御礼申し上げます。

はじめに、愛荘町第3期のスタートにあたりまして、所信の一端を述べさせていただきます。去る2月23日、愛荘町になって3回目の町長および議会議員選挙が実施されました。少数激戦を勝ち抜いて来られました議員各位に対し、改めて心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

また、町長選におきましては、不肖私が僅差ではございましたが、町民皆さまのご支援の下、当選させていただきましたことに対し、改めて心から厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

選挙期間中、多くの皆さまからいただきました叱咤激励に感謝申し上げますとともに、町政に対する厳しいご意見やご提言もしっかりと受け止めさせていただきました。この3月5日、議員ともども、私も町長に就任させていただいたところでございます。今ずっしりと責任の重さを感じておりまして、2万1,000人の町民の皆さまのご期待に、力の限り尽くさせていただく所存でございます。何卒、町民の皆さまをはじめ、議員各位の絶大なご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成18年2月、2町合併によります愛荘町が誕生し、町民の皆さまの夢と期待を背負って新しい歴史の扉を開けました。私は副町長として前町長とともに、町民の皆さまの信託に応えるべき全力で、新しい町の建設に邁進させていただきました。これまで、合併に伴う諸課題に対し、熱いご理解を賜り、ご支援・ご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、議会議員、職員の皆さまに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

合併後すでに8年が経過いたしました。合併の目的は、地域や自ら考えて行動し、21世紀に自立できる地域を築くための基盤づくりでございます。自己決定・自己責任のもと、真に住民主体の自治体を結成することを念頭に、取り組んでまいったところでございます。

そのため、行政業務といたしまして、組織目標を町民満足の視点などに立って設定し、ホームページを通じて、住民の皆さまと共有するとともに、積極的に発信し、公平公正な行政サービスをモットーに、協働のまちづくりに努めてきたところでございます。

今期目の行政にあたりましては、「一隅を照らす」を私の心情の下、信念と誠実をもって対応することを有権者の皆さまに訴えてまいりました。私がこれから目指します方針は、昨年開通いたしました湖東三山インターチェンジを生かしたまちじゅうミュージアム構想の実現などによる観光振興、国や県の施策を活用した中小企業の新興、商店街の活性化、町立保育所の改築移転による待機児童の解消や幼稚園の2年制から3年制への移行など子育て世代にやさしいまちづくり、五愛十心の理念に基づきます人格公正な人を育てる教育の推進、いじめや体罰のない明るい学校を目指す、自治基本条例の精神に基づき地域のまちづくり活動の支援など、愛荘町総合計画をはじめ、いろいろな諸計画の着実な推進、新しい住民ニーズに対応できる広域連携など図ってまいりたいと考えております。

これらの取り組みにより、愛荘町に住んでよかった、愛荘町に住み続けたいと思っただけの安全で安心なまち、若い人たちにとって夢と希望のまち、文化の高いまちを目指す、職員ともども全力で取り組んでまいります。

何卒、町民の皆さま、議員各位におかれましては、深いご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、所信の表明とさせていただきます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

条例制定ならびに改正条例議決案件9件、平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)、平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)、平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)および平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の6件、また平成26年度愛荘町一般会計予算、平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算および平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算の7件、合わせまして22案件をご提案させていただきます。

ました。

まず、条例制定ならびに改正条例議決案件9件の概要につきまして説明を申し上げます。

議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定につきましては、今年秋にオープンを予定いたしております愛荘町湖東三山館あいしょうに係ります設置および管理とともに、指定管理者による施設の管理ができるよう必要な事項を定めるための条例を制定しようとするものでございます。

議案第5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に準じまして、（看護職給料表の適用を受ける職員を除く）55歳以上の職員の昇給につきまして、標準の勤務成績で2号級昇給を行っていましたが、昇給しないこととするための条例改正をしようとするものでございます。

議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、建設用びょう打銃の譲り受け・消費許可事務、煙火の消費許可事務につきまして、町で処理していたものを東近江行政組合統合本部で処理することになるため、条例改正により関係手数料の削除をしようとするものでございます。

議案第7号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、新たな傷害保健福祉施策を講じるための関係法令の整備に関する法律の一部施行に伴い、条例整備をするため条例改正をしようとするものでございます。

議案第8号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立に伴い、団員の処遇の改善の一環として退職報償金支給額の改定を行うため主要の条例改正をしようとするものでございます。

議案第9号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正が施行されたことに伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例、議案第11号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例、議案第12号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、4月1日からの消費税引き上げに伴い、各使用料の見直しをしようとするものでございます。

次に、議案第13号から議案第18号までの6議案につきましては、平成25年度

愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算でございます。

まず、議案第13号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,092万9,000円を減額し、総額を92億8,329万3,000円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の主なものを申し上げます。

まず、町税につきましては、ucc 上島コーヒー株式会社の償却資産が新規で増額となったことが主な要因でございまして5,200万円の追加でございます。

分担金および負担金につきましては、入所児童数が予定より少なかったことなどによりまして保育料保護者負担金、これは現年度分でございますが、1,436万7,000円の減額など、合わせて1,607万1,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、実績見込みによる児童手当負担金の2,506万5,000円の減額など、合わせて3,035万1,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、実績によります企業支援型雇用創造事業補助金680万円の減額など、合わせて1,768万2,000円の減額でございます。

繰入金につきましては、教育委員会所管の事業に財源充当するため教育振興基金より繰り入れいたしておりますが、各学校の防犯カメラの増設工事や愛知中学校第2体育館天井改修工事などの入札執行残が生じたので、教育振興基金に繰り戻しをするため1,430万円の減額など、各種基金に合わせて1,641万3,000円の減額でございます。

補正予算、いわゆる支出の方の主なものにつきましては、総務費につきましては、農家台帳システムをクラウドに対応したことや、情報系端末等の更新設計の委託料の入札執行残などによりまして、電子計算運営事業の1,460万2,000円の減額など、合わせて3,135万円の減額でございます。

民生費につきましては、実績見込みによる児童手当事業の3,566万円の減額、入所児童が予定より少なかったことにより、町内民間保育所入所事業の2,734万2,000円の減額など、合わせまして8,401万1,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、実績見込みによります予防接種事業の1,080万円の減額など、合わせまして1,655万5,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、山川原揚水機改修の入札執行残、愛知川西部地区用排水路整備改修、管理道路設置工事延長減による農業基盤整備促進事業の1,019万

8,000 円の減額など、合わせまして 1,627 万 7,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、維持管理事業の執行不用額の減額による下水道事業特別会計繰出金 3,747 万 7,000 円の減額など、合わせまして 5,180 万 8,000 円の減額でございます。

教育費につきましては、中央スポーツ公園施設管理業務委託料の入札執行残等によります体育施設管理事業 1,117 万 9,000 円の減額など、合わせまして 3,416 万 2,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、財政調整基金など預金利息の実績によります積立金の増額補正と今補正の歳入歳出調整額分 2 億 2,437 万 4,000 円を、今後の学校増築等の財源とするため、教育振興基金費へ積み立てることとし、合わせまして 2 億 2,659 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に、議案第 14 号 土地取得造成事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 4 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に、議案第 15 号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 2,664 万 6,000 円を追加するものでございます。

次に、議案第 16 号 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 64 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に、議案第 17 号 介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 115 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に、議案第 18 号 下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 3,978 万円を減額するものでございます。

次に、議案第 19 号から 25 号まで平成 26 年度一般会計および 6 特別会計の予算でございます。平成 26 年度は、町長・議会議員の選挙が執行されることに鑑み、町長選につきましては、事務的経費や経常経費債務負担行為の予算化などの継続事業を計上いたします骨格的予算として、予算編成を行ったところでございます。

予算規模につきましては、一般会計 91 億 2,900 万円で、前年度当初比 4 億 2,300 万円増（4.9%増）になりますが、特別会計総額 47 億 3,247 万円で、前年度当初比 2 億 4,227 万円増額（5.4%増）となります。

一般会計歳入面では、自主財源の大部分を占めます町税収入のうち、法人町民税は主要企業の業績回復により、前年度当初比 1 億 5004 万円増額の 3 億 9,930 万円を見

込み、個人町民税は平成25年度決算見込みとともに1,550万円増額（1.8%増）の8億7,110万円を見込んだところでございます。

次に、依存財源であります地方交付税につきましては、平成25年度実績と照らし合わせまして1,639万円の減額の21億3,400万円を計上いたしたところでございます。

また、地方債につきましては、前年当初比3,590万円増額となります。地方交付税の振替え分として後年度に償還額が交付税算入されます臨時財政対策債は8,600万円減額の4億5,600万円を計上いたします。3年保育に向けた両幼稚園の施設整備事業などの財源といたしまして、合併特例債を500万円減額の5億1,270万円を計上いたしたところでございます。

繰入金につきましては、前年に引き続き合併特例債を有効活用することで財源を確保いたしましたことにより、前年当初比5,002万6,000円減額を見込んだところでございます。

このような財源状況のもと、歳出で増額となった主な事業につきましては、紫雲苑改築事業による彦根愛知犬上広域行政組合負担金1億5,312万円の増額などにより、衛生費が1億4,387万円の増額、土木費におきましては仮称ではございますが、東部地域公園整備事業で1億462万円の増額など、合わせまして1億8,258万円の増額、教育費におきましては3年保育に向けました幼稚園施設整備事業1億7,853万円の増額、秦荘西小学校の太陽光発電設置事業で4,719万円の増額など、合わせまして2億4,689万円の増額であります。

一方、減額となった主なものにつきましては、労働費におきましては緊急雇用創出特別推進事業の終了に伴いまして2,851万円の減額、商工費に置きましても湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業の1億5,363万円の減額などによりまして1億5,509万円の減となりました。

そのほか、主な事業といたしましては、現在進めておりますつくし保育園改築事業といたしまして用地にかかります不動産鑑定手数料、改築工事等設計業務委託料など1,181万7,000円を計上いたしております。また、3年保育につきましては幼稚園整備事業といたしまして、設計監理業務委託料および工事請負費1億7,852万5,000円を計上いたしております。

また、中山道再生整備事業の一環として旧近江銀行を活用いたしまして、仮称では

ございますが、愛知川宿街道交流館の整備といたしまして、設計業務委託料など 1,505 万円を計上いたしております。

また、東部地域公園整備事業といたしましてグラウンドゴルフ場や芝生公園などを整備いたします測量設計業務委託料および工事請負費 1 億 1,115 万円を計上いたしております。

また、今年度オープンを予定いたしております湖東三山館あいしょうの指定管理料など 1,597 万 5,000 円を計上いたしております。

また、防災対策といたしまして、拠点避難場所であります 4 小学校に防災倉庫、発電機、灯光器等設置経費 2,570 万円を計上いたしております。

特別会計につきましては、先ほども申しましたが、平成 26 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計ほか 5 特別会計、総額 47 億 3,247 万円、対前年度当初比較で 5.4%の増額を計上いたしました。細目は割愛させていただきます。

ほかに、平成 25 年度から平成 26 年度に繰り越しいたします事業といたしまして、電子計算運営事業ほか 6 事業につきましてお願いを申し上げます。

以上、平成 26 年 3 月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきます。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉岡糸ミ子君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第 4 一般質問を日程第 26、議案第 25 号の次に行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 4 一般質問を日程第 26、議案第 25 号の次に行います。

なお、議案審議の前であります。ここで 3 年前、3 月 11 日に発生しました東日本大震災で多くの方々が犠牲になりました。1 日早いのですが、犠牲になりました方々のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。

どうか、理事者の皆さん、また議員の皆さん、ご起立をお願い申し上げます。それでは礼、黙とうしてください。

（黙とう）

○議長（吉岡糸ミ子君） お直りください。ありがとうございました。

それでは、議案審議に入ります。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡あみ子君） 日程第5、議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例についてご説明をさせていただきます。議案書1ページ、説明資料の8ページをご覧ください。説明資料1ページに基づきましてご説明をさせていただきます。

本条例制定の理由でございます。湖東三山スマートインターチェンジの開通により、愛荘町の東の玄関としてお客様を迎え、観光情報および地域情報の発信による観光振興を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的として愛荘町湖東三山館あいしょうの設置および地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管による施設の管理について必要な事項を定めるものでございます。

本条例は、全17条で構成させていただいております。第1条には条例の趣旨、第2条には設置の目的、第3条には名称および位置、第4条には当該施設で行う事業を明記しております。第5条におきまして指定管理者による管理を行う旨を明記しております。第6条におきましては指定管理者が行う業務、第7条におきましては開館時間といたしまして5月から9月は午前9時から午後7時、10月から4月は午後9時から午後6時の旨を明記しております。第8条におきましては休館日、基本的に毎週火曜日を休館日といたしまして、さらに年末年始を休館日とする旨をうたっております。第9条におきましては行為の制限、第10条におきましては利用の許可、第11条におきましては利用許可の取消し等、第12条におきましては利用権の譲渡等の禁止、第13条におきましては利用料金等といたしまして売上額の20%から50%以内を納付させ、それを指定管理者の収入と充てる旨を明記しております。第14条におきましては利用料金の返還、第15条におきましては損害賠償、第16条におきましては原状回復、第17条におきましては規則への委任、以上17条編成で構成をしております。

なお、付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する旨を明記しております。どうかよろしく願いたします。

○議長（吉岡 丞ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。今、条例の理由なり、制定の理由なり、条例の要旨をご説明をいただきましたんですけども、1点目、この施設は住民、町民に対してどのような利便性があるのかお伺いしたいということです。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 商工観光課、廣瀬です。先ほどの利便性につきましてでございますけれども、町内に対して内外につきまして観光の情報の発信、つまり町内の皆さまに対しても愛荘町の観光の情報の発信をさせていただきます。また、東側にも町の地域産品を販売できる場所というのを考えております。また、地域産品の中におきまして、町の産品を新たに開発された場合の商品の試行的な販売場所ということにも使っていただけるような施設というふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷です。次の質問に移らせていただきたいと思っております。この施設は指定管理者制度の難しさがあるのではないかなというふうに思うわけですが、愛東のマーガレットステーション、また甲良のせせらぎの郷ができておるんですけども、このあいしょう館は307号線のお客をターゲットというところで聞いておるんですけども、駐車場が小さいと申しますか、大型が3台程度、普通車が50台程度と、平面図を示されておりますけれども、駐車場についてはスペースが狭いということと、もう1つは307からの出入口が出入りが難しいというようなことに見えるわけですが、この点について、駐車場ならびに出入りについての町の考え方を示していただきたいと思っております。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 限られたスペースの中での運営と当館はなるわけでございますけれども、そもそもの設置の目的はあくまでも観光情報の発信ということを進めてまいります。観光情報の発信基地であるだけでは、なかなかお客さまを集客することができないということで、他に、先ほど申しましたように、地域の物品等の販売等を目玉にして寄っていただいて、そこで町内のそれぞれ施設、また先ほど仮称ではありましたが、今後予定の街道交流会館等の連携を図りながら、町内の観光振興の一役を担う施設として活用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。もう1点お伺いさせていただきたいと思ひます。この条例の第8条ですけれども、毎週火曜日がお休みやと、年末年始は12月29日から1月3日が休みというふうに書かれておりますし、ちょっと調べて見ますと、愛東のマーガレットステーションは毎週火曜日、年末年始は12月31日と1月1日のみとなっておりますし、せせらぎの郷は年中無休という中で、年末年始は12月31日と1月3日が休みになっているんです。ほかの施設より休みが多いということ、利益の追求をした場合に、経営が難しいのではないかなというふうに思うわけですけれども、住民の利便性という中で、もう少し考えるべきではないかなというふうには私思うのですけれども、もう一度、町の考え方をお伺いしたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 先ほど条例の方で定めさせていただきました開館時間ならびに休日につきましてはでございます。町としましては、土日の混雑後の施設の整理とか在庫等の不足等の発注等に向けて、翌日の月曜日等に行いということを考えておりまして、また今後の次の週の土日の対応ができるということで、一応火曜日等は決めさせていただきました。あと条例の方で、町長と協議して承認を得た場合については変更を認めるということであるので、今後そういう町長と指定管理者との協議ということで対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷です。今に関連して質問をさせていただくんですけれども、今お聞きしますと大変こういう出勤が多くなり、人件費とかパート代が高くなるという考え方があるわけですけれども、ほかの施設よりも休みが多くなったり、利益を得なければならないのに、隣の愛東のマーガレットステーションが定休日が火曜日ということになっておるんですけれども、その火曜日に休むというところ、同じ曜日なんですけれども、その考え方についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 休館日につきましては、先ほど課長の方が説明したとおりでございますけれども、あくまでも先ほどもご説明させていただきましたように、当施設は愛東のマーガレットステーションのように物品を販売してということは主体には置いておりません。あくまでも観光の情報の発信の基地であると、町内の観

光の部分大きくPRしていくという部分の施設ということで考えておりますので、一定ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑はありますか。11番、森 隆一君。

○11番（森 隆一君） 11番、森。あいしょう館の条例制定については、比較的たやすいものであると思ひますが、数少ない説明や数少ない協議でよいものだろうかということ疑問として考えます。絶対に失敗は許されない、やり直しがきかないということでもありますので、何としても慎重に協議をしながら、そして内容を十分精査していただきたいと思ひますが、いかがなものでしょうか、以上。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 今定例会におきまして条例を提案させていただきましたのは、今後施設といたしまして指定管に移行していく部分につきまして、指定管理者等の公募等も行って確立していく中での順序の1過程ということでご理解をいただきたいというように思っています。

それと、25年度予算ですでに計上いただきました部分につきまして、造成工事、建築工事等、肅々と事務の方を進めさせていただきまして、いよいよ運営部分という形で今後指定管に移る移行の部分で条例整備をしていただきまして、再度その内容につきまして詰めてまいりたいというふうに執行部としては考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） お諮りします。ただいまの質疑に対して執行部からの明確な答弁がありませんので、疑問点や問題点などの詳細な議論が必要と考えます。議長発議により、議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定について、総務産業建設常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第6、議案第5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○**総務主監（杉本幸雄君）** 議案第5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の5ページでございます。それと説明資料は2ページでございます。説明資料によりご説明を申し上げたいと思います。2ページをご覧ください。

愛荘町職員の給与に関する条例を一部改正する理由でございますが、人事院勧告の内容に準じまして、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するために、55歳以上の職員の昇給について、標準の勤務成績で2号級昇給しているところを昇給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案書の方の5ページの55歳（規則で定める職員にあつては56歳以上の年齢で規則に定めるもの）と書いてございますが、この56歳以上の年齢で規則で定めるものと言いますが、労務職員のことを差しております、ここで年齢差が元々ありますので、57歳以上について労務職員については昇給を止めるというものでございます。以上でございます。

付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○**13番（辰己 保君）** 13番、辰己。今の説明を聞いていますと、55歳以上の昇給を抑制するという事です。それで、括弧書きは労務職員を差しているという説明がありました。要するに、55歳以上の職員の昇給そのものを抑制することには変わりはないという解釈でいいのかどうか。全職員を対象にしているという解釈でいいのか。ただ、括弧の解釈は労務職員を差しているというだけであって、この条例改正そのものは55歳以上の職員全員を差しての条例改正という解釈でいいかどうかの確認をしておきます。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 総務主監。

○**総務主監（杉本幸雄君）** ただいまの辰己議員のご質問でございますが、質問されたとおりでございます、一般行政職では55歳以上、労務職員については57歳以上の職員についての昇給の抑制ということでございます。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、具体的に質疑をしたいと思います。当然、説明のとおり、昇給の抑制ということでは明確になっているわけです。しかし、そうしたことにおける職員の資質の向上、こうした問題がどういうふうになっているのか。やはり職員である以上、労働者である以上、給料が上がっていくことは当然望むわけです。それが抑制されてしまえば、結果として、その覇気と言いますか、そういうものに対してそのように考えておられるのか。と言うのは、国家公務員とか、そうした人は器の大きいところの論議と、こうした小さい町でのこうした状況、一律化できるかどうか。私自身は法律改正そのものが本当に地方の状況をしっかりと考えた上での法律がつくられなければならないというふうに考えています。160人足らずの職員の中で、どうであるのかということが1つお聞きしておきたいと思います。

また、言葉として良好な成績とかいう言葉が使われています。特に勤務成績が特に良好である場合、こうした言葉の使い方が、果たして誰がその評価をするのか、勤務評価、職員の勤評ですが、なかなか、この2点について非常にこれは重大な法律改正に伴っての条例改正になるわけですから、その点では答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉岡 弘子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、私からお答えをさせていただきます。この給料表の構成の中で、今現在、だいたい下の層、若年層の給与体系が安いという構成になっておまして、人事院勧告等で上層部は比較的手厚いというような考え方の中で、数年前から55歳以上の昇給については抑制するというような話が出てまいりました。今年度は特に人事院勧告の中で出されたものというように認識をいたしておりますけれども、下の方に若年層に昇給アップを大きくして行って、上の方と言いますか、高年齢の方につきましては抑制するということが考え方の底辺にあると思っておりますので、これについては人事院勧告に準じてやるということを基本といたしておりますので、本町も人事院勧告に準じてやらせていただきたいというように思っております。

それと、勤務評定の問題ではございますが、ご案内のとおり、国家公務員あるいは地方公務員の勤務評定というのは今叫ばれております。現実にまだ我々はやっておりませんけれども、ここ近い将来、勤務評定はやっていく必要があるんじゃないかというように思います。したがって、一応今でも昇給を行う場合、その昇給のレベルといたしまして標準、良好な成績は当然なんですけれども、標準的な勤務状態で持つて今現在昇給をさせていただいておりますので、今後勤務評定しようとなれば、いわ

ゆる管理職の研修も必要となつてまいりますし、いわゆる公平な目で見ることがあるということになってまいりますので、即には勤務評定はなかなか取り入れることは困難な状況であるますけれども、近い将来、いわゆる法律改正がなった場合につきまして勤務評定もしていけないか。そうした時に対応できる人づくり、人材育成はやっていけないかというように思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。反対討論を行います。愛荘町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対を申し上げます。

今、質疑の中でも申しましたように、当然有能な職員の育成というものは、どんな職員であっても、またどんな会社であっても、これは伴うわけです。ただ、今こうした提案がなされている問題そのものは、今言われるように職員の勤務評定、それが誰が行い、どうするのかも明確でない中で、ただ、職員の給与そのものを抑制するように法律が進んでいるというふうに解釈をせざる得ません。しかも、この小さな町の中で、2万人の中で、職員数が果たして現状でいいのかどうか、それすらも問われている状況の中で、給与体系だけが論じられるというのも滑稽な状況であります。

そうした中、そうしたものを総合的に勘案すれば、アベノミックスそのものが経済効果をつくり出すんだという風潮の中で実際は公務員労働者はじめ民間労働者も、結局は給与の引き下げを行っているという現状になった時に、経済効果はあるまでも、皆さん方、私たちの懐が温まることが最優先であります。

その懐を冷めさせて経済効果をつくり出すことは根本的に経済の発展、視点そのものが誤っているんだと。当然、職員そのものの給与そのもの、底上げすることが、公務員労働者の賃金そのものを引き上げることにつながるのは当然でありますし、それは必要であります。

しかし、そうした必要性はすべてが要するに経済効果をつくり出すには国民の懐を温めるということからくるわけですから、こうしたものに逆行し、適正なその町にあった、要するに給与給料のあり方、また意欲を持てる給料のあり方、こういうものをしっかりと探究し、それをしっかりと主張していく、皆さん方は自分の生活を守ると

いう視点からも声を上げるべきだと、この席を通して、私は強く訴えて反対討論いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ありませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。議案第5号について、賛成討論を行います。

第5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与水準となる人事院勧告の内容に準じた適正な改正内容になっております。また、改正内容が今後の行政運営で適正に執行されることをお願いし、議員各位におかれましても賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第7、議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例、議案書の6ページをご覧ください。説明資料は4ページでございます。説明資料の4ページをお願いいたします。

愛荘町手数料条例の一部を改正する理由でございますが、現在、この事務の執行につきましては、県下の各消防本部ですでに事務処理を行っておりまして、市長が処理しているのは、彦根市消防本部へ消防事務を委託されている犬上3町と東近江行政組合の構成市町のみ状況であります。

具体的には、建設用びょう打銃用の空砲等の譲受け、消費許可事務、2点目として

は煙火の消費許可事務でありまして、本来の消防予防業務と密接な関係性があることから管内各消防署で受付されることによりまして、住民サービスの向上につながるものであると判断をいたしまして、新たに東近江行政組合消防本部で管内市町の共同処理を行われるため、愛荘町手数料条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、煙火関係で、祇園納涼花火大会の1件の手数料が実績として対象となっているものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第8、議案第7号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第7号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。説明資料は6ページでございます。

説明資料の6ページでございますように、この条例の一部を改正する理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法令の整備に関する法律の一部施行が行われまして、これに伴い、愛荘町の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

具体的には条項のずれを改めるものでございまして、中身に影響はございません。
付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでござい
ます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。
これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸
君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第7号 愛荘町消防団
員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されまし
た。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第9、議案第8号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職
報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。
本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。
〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第8号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の
支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書は8
ページ、説明資料も8ページでございます。説明資料をご覧ください。

愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する理由
でございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保
に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
が議員立法で成立をいたしまして、12月13日に公布・施行をされました。

本法律において団員の処遇の改善のため、活動の実績に応じた適切な報酬・手当の
支給について、国及び地方公共団体は必要な処置を講ずることが義務づけられたとこ

ろでございます。この趣旨を踏まえまして、報酬・手当と併せて退職報償金についても引上げを行う必要がありますので、愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部の改正をお願いするものでございます。

なお、愛荘町として該当いたしますのが、この退職報償金でございます。平均5万円アップをするものでございます。各表の団長以下職名がございますが、また、右の列については5年単位で勤務年数がございますが、それぞれの表1つひとつについて平均5万円アップするものでございます。

これにつきましても、付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第8号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第10、議案第9号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第9号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書9ページ、説明資料10ページをご覧ください。

改正する理由でございます。道路法施行令の一部が昨年11月20日に改正されたことに伴って改正するものでございます。本条例の占用料につきましては、道路法施行令の定められた額を条例の中に引用しております。今回、従来ですと、民間における地価水準および地価に対する賃料水準の変動等によって価格、占用料の決定がされておりました。今回、固定資産税の評価替等も行われた中での改定でございます。これに基づきまして本条例の別表の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料の12ページ、現行と改正案を比較させていただいております。本改正は主に占用料の減額ということになっております。改正におきましては、当町の予算の中におきましては約20万円の減額、全体の占用料の約6%を減額される見込みということでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。ただいま地価水準および地価に対する賃料水準の変動等を確実なものにするためという道路法の規定等級に連動させ確定によって、それを引用して価格の適正化を図ったということで、結果として大きく引きあがっているものもあるわけで、その引きあがっているもの等については、なぜ引きあがっているのかというところの説明、全協ではなかなかそういうものまで聞けませんので、今回ぜひ聞いておきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） お答えさせていただきます。今回の改定におきましては道路法施行令、従来は全国を甲乙丙の3段階に区分しておりました。3段階の中におきますと、都市におきましては、地価の高騰基準が大変激しく、乙が甲を上回るというような現状も出ておったということで、その辺を平準化を図るために、今回道路法施行令の中では5段階を踏んでまいりました。

当町におきましては、3級ということで、5段階のうちの3級という部分に該当するという通知がされたものでございます。そうしたところから、基準的に、一定的に定められた国の基準に基づいて行うということで、全体的にはご指摘のありましたように減額という形になっておりますが、一部価格が上がっておるものもでございます。その理由につきましては、国が定めた基準の中で地価、固定資産税、税率と、また今までの評価していた地価の水準基準の中の評価額の差でございます。詳しく中

身まではちょっと今のところ資料を持ち合わせておりませんが、従来の評価方法の改定によって変わったということをご理解いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡 丞三子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 丞三子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 丞三子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡 丞三子君） 起立全員であります。よって、議案第9号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 丞三子君） 日程第11、議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書14ページ、説明資料10ページをご覧ください。

改正の理由でございます。平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることによる改定でございます。本条例を改定し、改正消費税法附則第5条第3項ならびに改正地方税法附則第2条による経過措置も併せて摘要してまいりたいというふうに考えております。

改正の内容でございますけれども、文言修正を行いまして、使用料の算出根拠等も併せて明確にしてまいりたいというふうに考えております。第4条におきまして、使用料の額は1月につき、別表に定める基本料と使用料との合計額に消費税及び当該消

費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとするというものでございます。

なお、付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、継続して公共下水道を使用している者に係る使用料にあっては、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、なお従前の例によるということで、6月請求分までは5%、7月請求分から新たに8%を適用したいということとなっております。なお、継続してということでございますので、4月1日から下水道の使用を開始される方は改正後の8%が適用されるものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例に対して反対を表明いたします。

先ほど説明がありましたが、条例改正の理由として、4月からの消費税が5%から8%に引き上げられることを明らかにされています。消費税の増税は景気を冷え込ませ、低所得者ほど負担増になります。このような消費税8%への増税には反対するものであり、町民の負担増につながる条例改正であるということを訴えておきます。

また、この議案以後に提案されます消費税増税に係る条例改正議案についても、同じ理由から反対をこの場で表明させていただきまして、反対討論といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ありませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

先ほども主監の方から説明がありましたが消費税5%から8%になるということでしたが、経過措置でも愛荘町下水道使用料条例の中で、施行日から継続して公共下水道使用料に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が決定するものだという説明もいただきました。私はそのように賛同させ

ていただき、また議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第10号 愛荘町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第12、議案第11号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、議案書15ページ、議案第11号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。説明資料は22ページになります。

まず、一部改正の理由であります。先ほどと同じように、消費税法の関連する法律の一部改正によりまして条例の一部改正を行うものであります。

改正の要旨であります。平成26年4月1日より、地方消費税率を含む消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の別表第1に定める使用料を改定するものであります。

説明資料の23ページの新旧対照表でございますが、使用料の改定は現行の5%、消費税の5%でありますので、使用料を1.05で割り戻して、新しい消費税率8%を乗じて得た額としております。なお、ハーティーセンターの条例の中で100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるのとありますので、100円単位で改定をさせていただいておるもので、ご覧のとおり、大ホールおよび中ホールの使用料を100円から300円の間で引き上げるものでございます。

議案書 16 ページに戻っていただいて、付則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第11号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第13、議案第12号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、議案書17ページ、議案第12号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。説明資料は25ページ以降であります。

まず、一部改正の理由であります。先ほどと同様、消費税の改正等に伴う改正および指定管理を新たに愛荘町中央スポーツ公園を指定管理施設とするための改正であります。

改正の要旨であります。愛荘町中央スポーツ公園を新たに指定管理施設とすることから、第16条に定める指定管理者の収入となる利用料金に、愛荘町中央スポーツ公園使用料を定める別表第3および別表第4を追加するものです。また、26年4月1日より消費税率の改定によりまして、体育施設の使用料を定める別表第2、第3および別表第4を改定するものであります。

改定の金額につきましては 28 ページ以降であっておりますが、現行の使用料より 100 円から 170 円の幅で改定をいたすものであります。

議案書 19 ページに戻っていただきまして、付則としまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。使用料についてですが、使用料の総額、CM₂が実績等に基づいて使用料の収入がどれほどあったのか。自主費用がどれだけの、使用料というふうに換算しなくてもけっこうです、自主事業は。だから、自主事業の中がどれだけあったのか。使用料がどれだけあったのか。その答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育次長。

○教育次長（小杉善範君） 体育施設の使用料の関係であります。年間で利用料をいただいているのが、245 万 1,500 円であります。これは平成 24 年度の実績であります。これを改定することで、差額ですね、3%の差額が 3 万 5,940 円で、新たに中央スポーツ公園がありますので、中央スポーツ公園については 25 年度途中、現在の実績であります。107 万円で 2 万 9,980 円の使用料の増額という形で、両方合わすと 6 万 6,000 円余りになります。

自主事業の部分につきましては、この中で報告いただいているのに、一括してあげておりますので、ちょっとその部分については今この自主事業の分がいくらかというのはアーチェリーの関係も開催されておりますし、一括で上がっておりますので、ちょっとその部分については、今のところは把握をいたしておりません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。今、なぜ使用料のところと自主事業を確認したのかと言えば、当然 24 年度の CM₂の自主事業等は最低限報告できた事業実績等があるはずですので、1 年ごとに報告はいただいているはず。ですから、それはもうけっこうです。

何が言いたいのかと言えば、もうトータルで見ても実質、この使用料そのもので見れば、何ら消費税を加算しなければならないという根拠は見つからない。ただ、事業体として指定管理として、事業体になってしまうと、要するに指定管理料が既に 3,000 万円から払うわけですから、それを合算になっていくと、消費税を加算せざるを得な

い。要するに指定管理で矛盾がここにでてきてしまうということなんです。そうしないと、事業収入だけでいけば、別にどのように計算できるかということになってくるわけです。ただ、ここの消費税を加算というけれども、実際には消費税を加算しなくても現行どおりの料金でいけるんだということ、そのことを私はあえて指摘をしておきたいというふうに思います。

結果として、そうした手法がとれないかどうか、これは1つ考え方として、要するに行政、住民サービスを提供するという側として、消費税を加算しなくても、すまないかどうかという、そういう方式がとれないかどうか。これも1つ研究をなされるべきということで提案申し上げておきますが、答弁をいただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育次長。

○教育次長（君） 現行の料金の体系の中で消費税の転嫁をなくして回れるじゃないかという意味やと思うのですが、国の方からの技術的な援助ということで、地方自治法の規定で各市町に通知されているところでは、消費税の円滑な適正転嫁をするようにということで、これは公の施設の指定管理者に行わせる場合も同様ということで改定を促しているようなところであります。このため、現実的に利用者の負担となる公共料金等についても消費税が転嫁されておりますので、その分について改定をさせていただくという、その分だけではないですけれども、現行の料金を改定させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 辰己。行政指導、国からの指導は当然転嫁しなさいと、だから、私が言っているのは、これ切り離して考えれば、要するに課税できる事業体ではないんですよということを指摘しているわけです。ですから、指定管理の制度の矛盾がここに表れてくるんですよということ、あなたの答弁のところは私が言っています。要するに事業体をしているから、既に事業形態としては、もう消費税を加算せざるを得ない。だから、私の言っているのは、そこをどういうふうにすれば、あえて加算しなくても、こんなもん、別に事業を使用料そのもので見たら、加算できるような状態ではないんですよ、ですから、事業体としてなっていくから、直営の場合だったら、どうなるのだということの提案を申し上げているということで、ただ、その場合は全体の使用料がどういうふうに、考え方が生まれるのか。

だから、そういう研究をしなさいという提案をしているのであって、あなた方は住

民サービスを提供する側なんだから、いかにそこをしなくっても、現行の料金でできないだろうとかかいうのを考えるのがあなた方の仕事だということを、私は提案申し上げるというだけのことです。確かに、国の指導があつて、それをするんだという、指定管理もそうしなさいよというのは、それは当然そういう指導が来る。だから、私はそういう中でも、どういふふうになんか少しでも住民サービスを、そういう安価で現行で提供できないかという研究をしなさいということを行っているので、研究もしないで、ただ事務でぱっぱやっているのは、私は問題だと言っているんです。先ほどの職員の問題ではないのだけれども、それがあなた方の仕事でしょうと。だから、そういうことも研究してほしいということです。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 私からお答えをいたします。指定管理料は受けよという形になっておりますので、消費税の改定になりますと、町もその指定管理者に対して支払いを3%オンしてやっていくという中で、利用料金制をとっている以上、住民の方には3%を転嫁するというような形で処理をしているわけですが、指摘のとおりやとは思いますが。

したがって、これらにつきましては、町直営であれば消費税が追加されないということにもなってきますので、そういったことの矛盾も研究をしながら、今後なされるのかどうか分かりませんが、2%アップというような状況もあるやに報道もされておりますので、それに向かって、何らかの研究・勉強ができればというように思っておりますので、ご理解のほどお願いいたしたいというように思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第12号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。45分まで。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第14、議案第13号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第13号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）をご説明申し上げます。議案書の20ページをご覧ください。

平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,092万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,329万3,000円とするものでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の変更、追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

25ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございます。総務費の総務管理費電子計算運営事業1,080万円は、子ども子育て支援新制度に対応した電子システム開発業務について、現在新制度にかかる詳細を国で検討中のため、繰り越しすものでございます。

民生費社会福祉費の障害福祉総務事業249万4,000円は、かいぜ寮大改修にかかる補助金を彦根愛知川犬上1市4町で支援するものでございます。

農林水産業費農業費の農業振興管理事業600万円は、農業振興地域整備計画策定業務について、旧町単位で図面管理していたものを、地番管理に移行し、データ化作業を進めておりますが、不一致箇所が多く、照合作業に時間を要しているため、繰り越

しすものであります。

農業基盤整備促進事業 1,635 万円は、愛知川西部地区における農業用排水路 3 路線のうち、今年度 2 路線の整備を行う予定でしたが、仮設道が 3 路線とも必要となり、26 年度に 3 路線同時に施工することで、仮設道の有効利用と経費の削減を図るために繰り越すものでございます。

土木費道路橋梁費の道路維持補修事業 7,185 万円は、町道橋梁維持補修工事について 9 カ所が 1 カ所当たりの使用資材が少量のため、実製価格とかい離が大きく、単価決定に時間を要し、17 カ所については入札不調により工期確保が困難で、7 カ所については国の補正予算による追加内示により繰り越して、それぞれ実施するものでございます。

消防費の消防施設整備事業 1,500 万円は、長野地区防火水槽設置事業について、掘削壁面が崩落をいたしまして、隣接する上水道管が損壊をいたしました。仮設溝として矢板を設置して工事を再開したいところですが、リースに時間を要し、また N T T の架空線にも時間を有するため繰り越すものでございます。

教育費社会教育費の公民館管理運営事業（仮称）多目的交流広場設計業務 500 万円は、利用計画について地元との協議時間を要したことから繰越事業として実施するものでございます。

26 ページをお願いいたします。「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。変更分として愛荘町地域福祉センターラポール秦荘けんこうプール・はつらつドーム・ふれあい広場指定管理料は消費税増税により、平成 24 年度から 28 年度までの期間中の限度額 1 億 5,117 万円を、補正後 1 億 5,549 万 3,000 円にするものでございます。

次に、新規分として滋賀県防災行政無線整備事業に伴います市町設置機器整備負担として、平成 27 年度に 527 万 4,000 円を追加するものでございます。

事項別明細書でご説明を申し上げます。29 ページをお願いいたします。この補正予算につきましては、歳入では町税等の収入見込みや国県の補助金、負担金等の交付決定によるもの、歳出面におきましても各事業の入札差額や実績見込みによるものが主なものでございまして、歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

まず歳入の 29 ページでございしますが、町税固定資産税の現年度課税分といたしまして、町の主要事業 1 社の償却資産が新規で増額となったため 5,200 万円の追加、地方交付税は普通交付税が実績によりまして 302 万 3,000 円の追加、分担金及び負担金

は民生費負担金、児童福祉費負担金の実績見込みにより保育料保護者負担金の現年分が1,436万7,000円減額、滞納繰越分は59万9,000円の追加、農林水産業費負担金、農業負担金の農地基盤整備促進事業負担金は入札差ならびに地元協議による一部事業減によりまして230万3,000円の減額、使用料及び手数料の教育使用料は実績見込みにより幼稚園使用料が73万8,000円、幼稚園バス使用料が18万6,000円追加をするもので、土木手数料は屋外広告物許可申請手数料について許可期間満了者に更新手続きを一斉に促したために93万6,000円の追加でございます。

30 ページでございます。国庫支出金民生費国庫負担金は、交付決定により保育所入所運営負担金333万円の追加、児童手当負担金は2,506万5,000円減額、保険基盤安定負担金8万1,000円減額、国庫補助金民生費国庫補助金につきましても、交付決定により児童虐待・DV対策総合支援事業費国庫補助金19万4,000円の追加、衛生費国庫補助金がん検診推進事業等補助金95万9,000円減額、地域保健医療費等推進事業補助金26万5,000円の追加、農林水産業費国庫補助金の農業基盤整備促進事業補助金は分担金及び負担金と同様に612万円減額、土木費国庫補助金の耐震診断員派遣事業費負担金9万円減額、社会資本整備総合交付金は実績見込みにより総合政策部課分が320万円の減額、建設・下水道課分が137万5,000円の追加であります。

県支出金民生費県負担金は、実績見込みにより保育所運営負担金166万5,000円追加、児童手当負担金530万円減額、国保保険基盤安定負担金55万6,000円が減額、後期高齢者保険基盤安定負担金も21万9,000円減額。

31 ページでございます。県補助金民生費県補助金については保育対策等促進事業補助金644万9,000円減額、子育て支援環境整備事業費補助金3万5,000円の追加、地域総合センター運営費等補助金48万6,000円の追加、労働費県補助金は事業実績期間の関係から起業支援型雇用創造事業費補助金680万円減額、農林水産業費県補助金は、滋賀の水田野菜生産拡大推進事業費補助金63万2,000円減額、環境保全型農業直接支払対策補助金26万5,000円減額、学校給食野菜供給拡大事業費補助金6万円の追加、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金58万8,000円追加、土木費県補助金は住宅耐震診断員派遣事業補助金4万5,000円減額、木造住宅耐震バリアフリー改修事業補助金25万円減額、財産収入利子及び配当金は財政調整基金のほか各目的基金利子収入実績に伴いまして合計331万7,000円の追加、寄付金の総務費寄付金はがんばる愛荘町まちづくり応援寄付金16万5,000円の追加であります。

32 ページをお願いいたします。繰入金特別会計繰入金は、土地取得造成事業特別会計繰入金 4 万 7,000 円、下水道事業特別会計繰入金は損害賠償請求に係るもの 171 万 6,000 円の追加、基金繰入金は地域基盤づくり推進基金繰入金 367 万 6,000 円、福祉保健基盤繰入金 20 万円、教育新興基金繰入金 1,430 万円それぞれを減額するものがあります。

諸収入の雑入、総務費雑入の市町村交付金は自治宝くじの実績により 102 万 8,000 円減額、選挙事務従事者の弁当個人負担金として 11 万 1,000 円追加、広告掲載料 4 万円追加、教育費雑入として五愛塾講座共済助成金、これは県の読書推進運動協議会より 10 万円の追加計上をいたしました。

33 ページから歳出でございます。まず、議会費ですが、議場会議システム改修工事にかかる入札残金として委託料 50 万 6,000 円と工事請負費 92 万 4,000 円それぞれ減額、総務費の財産管理費は旧愛知川警部交番地下タンク撤去設計業務委託料の執行残額 50 万円減額、町営住宅豊満南団地跡の道路と下水道整備工事の入札差額 240 万円と上水道移設補償費 116 万円をそれぞれ減額。

企画費ですが、地域おこし協力隊についてです。先行した 3 名が在勤または在学中のため 26 年度からの委嘱とすることとなりまして報償費 149 万 4,000 円と活動支援事業助成金、補助金 150 万円をそれぞれ減額、中学生海外派遣事業委託料は実績により 189 万 3,000 円減額、旧愛知郡役所曳家基本調査業務委託料は土地の交換が遅れているため 150 万円減額、愛知川宿街道交流館整備事業補償査定業務についてですが、入札残 130 万 1,000 円の減額、湖東三山パーキングエリア名所変更に伴う地元負担金は精算によりまして 500 万円減額、電子計算費は県内 6 町のシステム共同利用を見込みシステム更新、開発を見直したために電算システム開発業務委託料 413 万 7,000 円、保守内容の見直しにより 3 システム保守業務委託料 700 万円それぞれ減額です。

電算用備品購入費についても 6 町対応による見直しから 346 万 5,000 円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。徴税費の賦課徴収費と選挙費の町長町議会議員選挙費はともに財源更正であります。

民生費の社会福祉総務費は民生委員児童委員一斉改正により地域支援事業委員謝礼 2 名分で 1 万円の追加、社会福祉施設費は台風による中止のため保愛館文化祭の活動用事業用品借上料 31 万 5,000 円の減額、実績見込みにより国民健康保険事業特別会

計繰出金 444 万 1,000 円の減額、在宅重度心身障害者激励金は当初予算 10 名で見込んでおりましたが、11 名となりましたので 6 万円の追加、障害者福祉施設整備事業補助金は国県補助を受けて実施するかいぜ寮の大規模改修工事に湖東圏域 4 市町が支援をするために 249 万 4,000 円の追加をするものです。

介護保険事業特別会計繰出金は介護保険システム改修費用として 57 万 8,000 円の追加、後期高齢者医療費の医療費増加に伴い広域連合への負担金 235 万円追加、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は低所得者の保険料軽減額の確定により 29 万 1,000 円減額。

35 ページをお願いします。児童福祉費児童福祉総務費は子育てトータルコーディネーター退職と児童虐待講師研修の実績により講師謝礼 53 万円減額、実績見込みによる障害児保育事業補助金 278 万 4,000 円減額、延長保育促進事業費補助金は 4 園の予定が 2 園の実施となり、967 万 4,000 円の減額、児童福祉費措置費の民間保育所入所措置費負担金は支弁額の高い乳児、低年齢児受け入れが年度途中からとなったことなどによりまして 2,734 万 2,000 円の減額、実績見込みにより町外民間保育所措置負担金 510 万 8,000 円、町外公共保育所入所措置負担金 335 万 8,000 円減額、児童手当についても実績見込みにより 3,566 万円の減額、衛生費の保健衛生総務費、妊婦一般健康診査委託料 65 万 5,000 円の減額、予防費の予防接種業務委託料は各種予防接種の実績見込みにより 1,000 万円減額、子宮頸がん等のワクチン接種業務委託料は実績により 300 万円の追加、風疹任意予防接種費用助成金は 80 万円の減額、健康増進事業費の健康診査委託料の実績見込みによりまして 788 万円減額、健康増進計画および食育推進計画改定業務委託料は落札差 22 万円の減額であります。

36 ページをお願いします。労働費失業対策費はオリジナルブランド創出事業をあいしょうアグリへ委託していますが、農閑期に雇用者の実施研修や免許所得の準備、商品開発に使用する農産物の生産も必要なことから事業実施期間を遅らせ 1 月から実施としたため 680 万円雄の額、農業振興費の報償費は独自産業化による国の制度が見直されるため 10 万円減額し、26 年度に湖東地域農業センター主催で実施をいたしません。

集落営農条件整備事業補助金は 2 集落が国の制度へ乗り換えにより 313 万 4,000 円の減額、しがの水田野菜生産拡大推進事業費補助金は実績面積減少により 63 万 2,000 円の減、パイプハウス等補助金も実績により 51 万 4,000 円減額、学校給食野菜供給

拡大事業費補助金は補助対象面積の拡大によりまして6万1,000円の追加、環境保全型農業直接支払交付金は実績により31万6,000円の減額、農地費は農業基盤整備促進事業の山川原揚水機改修の入札差と愛知川西部地区用排水路整備事業量の減少により委託料614万8,000円減額、工事請負費405万円減額、ほ場整備工事は畦畔ブロック設置工事の入札差234万7,000円減額、国営造成施設管理体制整備促進事業計画策定負担金は現在の計画期間が3年延長をされたために策定不良となりまして10万円全額を減額、国営造成施設管理体制整備促進強化支援事業補助金は、濁水による電気使用料金の増量により88万4,000円追加でございます。

37 ページですが、林業振興費は事業実績により県林業協会負担金11万9,000円の追加、商工費商工費の地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金は実績により150万7,000円減額、観光費はスマートインターチェンジ地域活性化施設PR用パンフレットが建築工事の繰越により年度内に執行できないことから印刷製本費36万8,000円の減額、土木総務費も実績により住宅耐震診断員派遣事業委託料18万円、耐震バリアフリー改修補助金65万円それぞれ減額、道路橋梁総務費は道路整備プログラム策定と道路占用料徴収機能カスタマイズ、道路情報管理システム更新業務の委託料の落札差100万円の減額、道路新設改良費は長野外周道路のコース訂正に登記手数料20万円の追加、測量設計業務委託料は長野外周道路、上之郷外周線、不飲愛知川線、斧磨平木線の入札差等により600万円の減額。

38 ページをお願いします。工事請負費も目加田八町線、市役場線、名神国8線道路改良の入札差および実績見込みにより300万円の減額、県単独道路改良事業地元負担金325万9,000円の追加、道路維持費は社会資本整備総合交付金追加補正分を活用して橋梁詳細設計料の委託料520万円の追加、道路改良移転補償費は関電・NTT・上水道移設補償費の実績見込みにより100万円の減額、河川総務費の町道植樹帯等維持管理委託料は入札差150万円減額、河川愛護作業補助金も実績により37万9,000円減額、下水道費の下水道事業特別会計繰出金は維持管理事業の不用額3,747万7,000円の減額、小集落地区改良事業費は長塚改良住宅修繕料の残額20万円の減額、工事請負費は山川原東線道路改良の入札差810万円の減額。

39 ページの公有財産購入費30万円減、上水道補償費67万円減額、土地取得造成事業特別会計繰出金1万1,000円の減額、消防費の消防施設費は長野地区防火水槽設置事業について上水道移設補償費350万円を工事請負費から補償補てん及び賠償費へ

更生するものでございます。

負担金補助及び交付金は東近江行政組合の消防組合負担金の実績により 318 万 4,000 円減額するとともに、議会総務分担金 7 万 2,000 円を減額するものでございます。

教育振興費は中学生の那珂川町との姉妹都市交流事業入札差 33 万 9,000 円減額、幼小中施設設計監理委託料は愛知中学校第 2 体育館天井改修工事の監理業務入札差額 19 万 7,000 円の減額、防犯カメラ増設工事も入札差 778 万 3,000 円の減額。

40 ページをお願いします。学校建設費は愛知川小学校体育館の屋根とフロア改修の設計業務の入札差 30 万 5,000 円減額、幼稚園費は嘱託職員の応募がなく臨時職員で対応となったため両幼稚園合わせて 422 万 9,000 円の減額、社会教育総務費は財源更正であります。

公民館費は電気保安管理業務委託料の入札差 41 万 3,000 円減額、図書館費は愛知川図書館の屋根防水と舗装設計業務委託料の入札差 159 万 9000 円減額、人件費分として嘱託と通勤手当 7 万 8,000 円、臨時職員賃金 171 万 6,000 円の減額、印刷製本費 15 万円減額、機械器具購入費は DVD とモニター入札差 18 万円の減額、文化振興費ですが、ハーティーセンターの特殊建築物定期報告業務委託料の入札差 99 万 8,000 円の減額、大ホール舞台吊り物機構整備修繕工事等の入札差 430 万円の減額。

41 ページでございしますが、保健体育総務費は入札執行により、アーチェリー教室用備品 69 万 6,000 円減額、体育施設費は入札によりみゆき公園芝管理委託料 31 万 9,000 円、樹木選定業務委託料 43 万 7,000 円、中央スポーツ公園施設管理業務委託料 588 万円、スポーツ施設修繕設計業務委託料は直営により 87 万 5,000 円それぞれ減額、体育施設整備工事は秦荘スポーツ公園の自家発電装置が小水修繕で復旧をしたことと、ふれあいスポーツ公園のスコアボードの修繕がパソコンと配線だけでは復旧できないことが判明したため今年度は不執行とし 366 万 8,000 円の減額、諸支出金は各基金の利子をそれぞれ積み立てるもので、財政調整基金 297 万 4,000 円、減債基金に 5 万 6,000 円、地域基盤づくり推進基金に 94 万 1,000 円、福祉保健基金に 53 万 3,000 円、ふるさと水と土基金に 2 万 5,000 円、防災基金に 11 万 6,000 円、今後予想される愛知川地域両小学校の生徒増加による増築に充てるため、特に教育振興基金へ 2 億 2,378 万 6,000 円の追加をするものでございます。

42 ページでございします。がんばる愛荘町まちづくり基金へ、積立金 16 万円を追加

をいたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、質疑を行います。

まず繰越明許費であります。款10教育の中で公民館管理運営事業であります（仮称）多目的交流広場設計業務委託料500万円が繰越明許費にあがっておりますが、今ほどの説明を聞きますと利用計画について、そして地元との協議が長くなったという説明だったと思いますが、その地元との長くなった協議の内容についてお聞きしたいと思っております。

また、委託料が500万円、川久保地先の、あそこの今現在進めているグランドゴルフ場ですか、あそこが300万円だと聞いておりますが、なぜこのような金額、増というか、差額があるのか、その点についてお聞きしたいと思っております。

次に、38ページであります。負補交であります。県単独道路改良事業地元負担金、それが地元負担のどこなのか、お聞きしたいと思っております。

38ページ、下の13委託料、町道維持補修測量設計委託料ということで、今ほど橋梁の委託料ということをお聞きしましたが、これもどこの場所なのか、お聞きしたいと、このように思っております。

続いて、40ページであります。幼稚園費があります。嘱託職員の賃金が愛知川幼稚園、そして嘱託職員の賃金秦荘幼稚園が合わせて422万9,000円の減額になっておりますが、何名の対象だったのか、お聞きしたいと思っております。入られなかった場合、どのような形で、子どもたちに対処されてきたのか。その点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 生涯学習課長

○生涯学習課長（山本隆男君） それでは、本田議員の1点目のご質問でございますけれども、秦荘公民館の関係でございますけれども、旧秦荘公民館でございますけれども、昨年の8月に地元の方に寄せていただきまして、それから合計7回、地元役員さんと跡地利用についての協議を行っております。

その7回目が今年の1月でございます。そこで一定の方向性が出ましたので、それから設計をする、入札をするための準備にかかりまして、入札公告、それから入札

という運びになるわけですが、今年に入ってからということでございまして、入札自体が順調に行っても3月になりますことから、年度末での工期では成果品ができあがないということでの今回繰り越しということで、4月の入札公告というのを現在予定をしているところでございます。

中身でございますけれども、地元役員さんにつきましては、近隣の区長さんとの話し合いをされておられまして、芝生広場としての交流できるような多目的な利用を考えておられます。運動会あるいは夏祭りなども活用できますことから、大きめのステージ、あるいはテントのようなものがあればいいなという思いであります。

場所的に集落内ではございませんので、最近各地でもゲリラ豪雨などが多いこともあって、そういった一時的に避難ができるようなこともできて、兼ねられるような、そういうステージあるいはテントというものもほしいというような要望もございまして、そういった要望に社会資本として、整備としてどこまで関わっていけるかというところがいろいろと議論していったところでございます。

まだ詳細については決まっておきませんので、またある程度の図面案というのができましたら、議員の皆さまにもご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） それでは、38ページになりますが、県単独道路改良事業の地元負担金に対して、場所がどこでということでお答えをさせていただきたいと思っております。この事業につきましては、県単独で事業を行っているもので、15%を町が負担するというようなことになっております。

昨年、S I C関連の道路等ができあがってまいりましたので、その湖東三山のインター線がまず1つあります。それから、その関連になりますが、アクセス道路という形で、今目加田の西のところの測量業務を行っております。1つはそれになります。

もう1つは目加田湖東線の単独道路改良ということで島川地区におきましての改良をかけたもの、その他につきましても15%負担をするというような形になっております。

ただ、事業費につきましては、あくまでも予定での徴収という形になっておりまして、平成26年度に精算をうつというような状況になってございます。

それから、次の町道維持管理補修測量設計委託料 520 万円につきましては、社会資本総合整備交付金の形で内示額がいただきました。その関係で26年度に繰り越しをしていくというような事業になっているものでございました。この事業は町道の長寿命化の策定業務の中で、その部分をピックアップしてやっていきたいということで今のところ調整中で、今どこという場所は決まっていないような状況でございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） 幼稚園の臨時職員の講師の設置事業でございますが、当初、嘱託職員ということで、幼稚園教諭の免許を持ったものの賃金の一人当たりの単価で積算をさせていただいております。

愛知川幼稚園につきましては6クラス分、秦荘幼稚園については4クラス分というようなことでございます。幼稚園の嘱託職員の免許を持っているものの職員を採用いたしたところ、なかなか採用に至るまでの人数が確保できないというようなことがございまして、支援員という形で臨時職員ということで採用をさせていただきました。

支援員につきましては、時間単価で保育を行っていただくというものでございますので、嘱託職員よりも賃金の方が下がりますので、その関係で減額をさせていただいたところでございます。

愛知川幼稚園につきましては、実績で副担任、免許を持っているものが4人、支援員が2名ということでございます。秦荘につきましては、免許を持っているものが1名、そして支援員と介助員という形でそれぞれ支援員3名、介助員1名を採用したところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、再質問を行いたいと思います。

まず、秦荘の公民館運営事業であります。今ほど課長の方から8月から地元との協議を7回行ったと、そして7回目ということである程度の決定事項があったというお話もお聞きしました。入札が間に合わないということは仕方のないことですが、芝生広場の交流を考えているということだったと思いますし、そこでステージ、テント等もありました。全員協議会の中では、そんなテントとかステージはなかったんですよ。当時はあそこは芝生広場しか聞いてなかった部分があります。そしてグランドゴルフをするというようなお話も聞いておりましたが、グランドゴルフを設置するの

か、具体的なことが決まっているのなら、それをお聞きしたいと思っております。

一部分に一時避難所の部分でそこにステージとテント、それは理解しますが、ほかの施設も今後必要になってくると思うのです。例えば、中央スポーツ公園でもそのような大会があればそのような場所がないので、ここだけが先にできていくのはどうかなど。今中央スポーツ公園でもアーチェリー場にたくさんの方々をもって、雨とか落雷で避難する場所が、あそこには全員がはいれないというのがお聞きしております。

できれば、そういうところもお考えながら、町全体を考えて、そのようなステージなり、テントなりを考えていただきたいと思っておりますが、今の多目的交流広場についてお聞きしたいのと、先ほど川久保の方はたぶん設計委託料が 300 万円ということ、金額間違っていたら申し訳ありませんが、今これ 500 万円ですわね、それだけ 200 万円の差、面積的にはそんなに変わらないと思うのですが、根拠を教えてくださいたいと思っております。その 2 点をお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 今の東部地域公園の整備 300 万円ぐらいというお話だったんですけれども、その金額につきましては 441 万円という形になります。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） もう 1 点のご質問の町全体の中央スポーツ公園も含めて避難できる場所、これは去年からお話をいただいておりますので、町全体的なものを見渡して中央スポーツ公園もやはり、もし今言われている爆弾雷雨とかそういったものが起きた場合、逃げる場所もございませんので、そういったことは一辺全体的な面で考えさせていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本隆男君） グランドゴルフについてでございますけれども、グラウンドゴルフもできるということで、グラウンドゴルフ場のみの施設ではございませんでして、芝生をして、運動会もグラウンドゴルフもできるという多目的の芝生広場となっております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9 番、本田秀樹君。

○9 番（本田秀樹君） 9 番、本田秀樹です。芝生広場ということでもいいと思うのですが、今後維持管理、地元でされるのか。維持管理費用はいくらぐらい考えておられ

るのか、その点もお聞きしたいと思います。

いろいろな施設、町施設もありますが、自治会もほかの自治会も維持管理をされている集落もあると思いますが、ここは蚊野になるのか、ちょっと私わかりませんが、どこまで地元の管理をしていくのか。芝というのは、本当に管理が大変やと思います。なかなか素人では、そのような管理が私はなかなかできないと思っております。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本隆男君） 今の芝の管理、あるいはその後の施設の管理についてでございますけれども、今のところ、集落の方にお任せするののかということまでは話は詰められてはおりません。芝生につきましては、人工芝で一応やっていこうかなということ今思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 人工芝ということは大変値段がかかるわけですよ。何千㎡のところを、愛荘町には人工芝というのはひとつありません。普通の値段ではなかなか芝生の管理より当初の工事施工費がだいぶかかると思います。なぜ、人工芝をされるのか、地元との協議で、もっとあそこはどこまでのことを考えているのか、何かその周りの集落のことしか考えていない。地元から要望があったことに関してやっていくということしか私は理解できないので、なぜ、そのような人工芝を。ある程度の値段がわかると思います、いくらぐらいかかるのか、だいたいの金額を示していただきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本隆男君） 今ご質問のとおり、天然と人工と申しますと、比較しますと人工芝が非常に高いというの承知をしております。人工芝の場合ですと、水やりとか、長期的なことをみますと、水やりとか芝を刈るとかいうそういった費用がかかってこないというようなことから、長期的な目で見ると人工芝でも高くないのではないかなというような思いではいるわけですが、金額が㎡いくらというのはちょっと今試算をしていないのですけれども、1.5倍から2倍ぐらいはかかるかなという思いはあります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹です。人工芝というのも耐用年数があるわけ

なんですよ、なかなか耐用年数まで持つのかどうかわかりませんが、一応それもメンテをしなければいけないと思うのです。人工芝には砂を入れたり、いろいろなメンテがあるんですよ。そういうメンテもどこがされるのか、お聞きしたい。

そして、愛知川の方にもふれあいのところにも多目的広場があります。あそこはしょっちゅう地元の方々が、あれはグランドゴルフですか、されているのは日々見るわけです。ならば、そこにも今公民館跡ではなく、今日まである多目的広場に、私は人工芝をお願いしたいという考えがございます。けっこう利用者の方々あそこはたくさんおられます。愛知川、言葉悪いですが、秦荘さんには芝生のグランドゴルフ場がある、また今後中央スポーツ公園も考える、西部の方には何もないと、地域の方には、その辺も考えていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 今の本田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、町長の方から防災のことも含めて、いろいろな広場のことを総合的に考えていこうという答弁がありましたように、今またスポーツの中身にしましても、人工芝そして天然芝、いろいろなことが考えられておりますので、総合的なことを町全体を今考えながら、これから検討していきたいと、そういうように思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） これ最後にいたしたいと思います。いろいろなお話で今後の検討という言葉は私はあまり好きではないのですが、いい方に理解しますので、してもらえんというように私は理解します、検討という言葉に関しては。ただそれをいかに早くするかが問題だと思います。なかなか行政の方は予算から工事にかかるまで時間がかかります、正直言いますと、予算から工事にかかるのに2年ぐらにかかるとはならないかなと思っておりますので、いつ頃に本当にされるのか。検討じゃなく、やはり子どもたちもあれですし、スポーツしているいろいろな施設で検討という言葉いただきましたので、例えば、27年度に実施に向けてするんだというような日を示していただきたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 現時点で、今何年度に何をどこをどういうふうにするということはできておりませんので、先ほど答弁させていただいたように、総合的に検討

させていただくということで現在はお願ひしたいとそういうふうに思っています。

○議長（吉岡糸ミ子君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの本田議員の関連質問になろうかと思ひます。この中央公園ですね、公民館の件ですね、跡地の、先ほど課長が申されるのは8月よりだいたい7回ほど協議をされた、近隣の、どこまでは近隣であるのか。近隣というとおそらく蚊野地域だろうと私は思っております。

そういった中で、これは繰り越しになっておりますけれども、今日まで全員協議会なり、何回かの協議の中で今の人工芝とかいうようなことは聞いておりませんし、またこのような7回からの協議を持った中で、今までからいつも全協なりでも申し上げておりますとおり、どの分野にしても計画性をもっとしっかりとをもって協議を重ねた上で、いろいろなものを提示してくるというような、縷々今日まで何回もなく全協の中でもあったとこういうふうに思っておりますけれども、この本会議の中で今の答弁を聞くと、人工芝とか何とかとか、全体的を見渡した中で先ほど教育長が答弁したように、町長が答弁したように、町内全般を見渡し中で、果たしてそれが必要であるのかないのかというような協議すらできてない先に、このようなことが出てくる。

スマートインターの件にしてもそうだろうし、ほかでも今日まで全員協議会でいろいろな協議を重ねて、また説明もいただくというようなふうになっておるにもかかわらず、またその今回の議場でそのような答弁をするというのはもってのほかやと、そういう点について、どのように考えておるのか、答弁をもらっておきます。2回と再質問はしない答弁をもらっておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 今の秦荘公民の跡地の件ですが、先ほど課長が答弁しましたように、8月の段階から地元と協議をずっと続けさせていただいて、7回を繰り返させていただきました。

最終的に現状でどういう方向性ということを今考えておりますが、先ほど課長が答弁しましたように、人工芝であるとか、何とかということ、具体的なところまで、最終的に町全体として固めたわけではまだありませんので、そういったことを考えているという方向でしたので、町として町長部局とも相談させていただいて、確定したものににつきましては即全員協議会の方に出させていただいて、こういう案でございますということをお伝えさせていただきたい、そのように思っております。

また、先ほど本田議員さんも竹中議員さんもおっしゃったように、ほかのスポーツ公園のこと、これからのいろいろな公園としてある場所も含めて、総合的な方向性も定めた中で、またご相談申し上げたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（吉岡 糸子君） ほかに質疑ございませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。35ページ、予防費。当初予算、補正の額が7,290万1,000円という形が示されて、結果として補正額が780万円ということになっています。その詳細は予防接種業務委託料が5,188万円、当初予算、1,000万円の減額ということになっています。あと、委託料云々があるわけですが、結果として1,000万円という減額になった予防接種業務委託料はどういうふうに分析をなされて、26年度にどういうふうに反映をしていくのかということ。

そしてもう1点、質疑しておきます。児童福祉措置費でありこれは言うべきではないのかもわかりませんが、一般質問でもだしているんですが、民間保育所入所措置費2,734万円、これは年度途中による低年齢児等の受け入れとかいうことで、年度当初から動けなかったという暗にそのことが示唆されています。そうしたところから、予算の執行の精査というものが起こっているんだろうと推察をします。

26年度にしても、そうした国の指導等々が年度に入ってから行われているのかどうか。要するに現場で混乱をきたしているのかどうかということの質疑であります。そうした混乱が年度途中で云々と言われると、ちょっとどうなのかという思いがあるのがあるんです。それが結局国の県指導の伝達が遅れてきているのかどうかという確認です。

もう1つは、待機児童との兼ね合いでどうであるのか、30人ほど待機児童があったというふうに聞いているわけで、そうしたものの入所措置費の減額との絡むで答弁をいただいております。

○議長（吉岡 糸子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井 紀子君） 今ほどの辰己議員の予防接種、予防費についてのご質問にお答えいたします。

予防接種につきましては、平成25年度年度途中におきまして、予防接種法の改正により4種混合ということで予防接種の制度が変わりました。4種混合に変わった関係で3種混合とポリオの未接種者分というのを見込んでおりました。未接種者の方に全員通知を出させていただきまして、今年度中に受けていただきたいということで何

回か通知を出させていたただいたところでございますけれども、接種がその分増えなかったということで、予防接種の方で落とさせていただきます。

それから、26年度への反映、予算にはどのように反映しているのかというご質問でありましたけれども、今年度25年度につきましては、予防接種、一般の定期予防接種と25年度から定期にはなったんですけれども、子宮頸がん等ワクチン、ヒブ肺炎球菌を含むんですけれども、その予防接種につきまして、今25年度は別に枠を、予算をもらっていたんですけれども、その分を1つにしまして、今年度も子宮頸がんの方は300万円の増、定期の今までの予防接種は1,000万円の減ということでしたので、それを1つにして予算をとらせていただいたところで、精算の方を少しでも少なくするようにさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） それでは、国や県の指導があるのかということですが、低年齢児の途中入所につきましては、育児休業明けになりますので、幼稚園等につきましては4月から一斉に入所されますが、保育園の場合は転入も含めまして出生等、育児休業明けというのがありますので、どうしても4月から皆さん一斉にスタートというわけにはまいりませんので、年度当初の予算につきましては4月からの入所に予算を組まさせていただいておりますが、途中入所はございますので、こうした減額がございます。

あと待機児童が30名以上あることにつきましてでございますが、当初につきましてはできるだけ多くの方の入所いただきたいということで定数を大きく上回って予算を見させていただいておりますが、保育士の確保という問題もありまして、面積と保育士の確保ができた段階で入所をできるだけ多くさせていただこうというふうに努力しておりますが、現状につきましてはこういった状態になっておりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第13号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第15、議案第14号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川都々子君登壇]

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案書43ページをお開きください。議案第14号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる、ということで第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,787万5,000円とするものでございます。

事項別明細書にて説明をさせていただきます。46ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、財産売払収入といたしまして土地売払収入5万3,000円の追加、これにつきましては小集落地区改良事業の宅地払下げによる増額補正でございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますけれども、これにつきましては改良区賦課金の方がこの繰り入れで歳入を予定しておりましたけれども、土地売払収入があったため繰り入れを行わなかったことによる1万1,000円の減額でございます。

次に、繰越金でございますが、前年度繰越金3,000円の追加、これにつきましては総合政策課関係の平成24年度に処理した一般会計繰入金により発生した利子分でございます。

次に、47ページの歳出でございます。公共事業用地取得事業費でございますが、消耗品費につきましては実績のよる減額補正1,000円の減額でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、当初1万1,000円予算を見ておりましたけ

れども、実績額が 9,510 円となりましたので 1,000 円の減額でございます。

次に、繰出金でございますけれども、これにつきましては先ほどの前年度繰越金の 3,000 円を含めまして、人権の方の収入もございましたことから 4 万 7,000 円を一般会計の方に繰り越すものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉岡 糸三子君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸三子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸三子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡 糸三子君） 起立全員であります。よって、議案第 14 号 平成 25 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 糸三子君） 日程第 16、議案第 15 号 平成 25 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川 都々子君） それでは、議案第 15 号 平成 25 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

議案書 48 ページをお開きください。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,664 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,620 万 3,000 円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。52 ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国民健康保険税の現年度課税分につきまして 1,360 万円の減額、

これにつきましては退職被保険者数の世帯数の減少、それから被保険者数が減少したことによりまして、現年度医療給付費分が1,050万円の減額、現年度後期高齢者支援分が310万円の減額でございます。

次に、国庫負担金の療養給付費負担金でございますが、これにつきましては計算基礎となる給付費より控除する前期高齢者交付金が増額となったためによります減額補正でございます。療養給付費につきましては1,754万4,000円の減額、後期高齢者支援分につきましては417万9,000円の減額、介護納付費につきましては17万7,000円の減額でございます。

次に、高額医療費共同事業負担金につきましては国保連合会算定による拠出金額の確定に伴う減額ということで33万9,000円の減額でございます。

次に、国庫支出金の国庫補助金でございますけれども、普通調整交付金につきましては計算規則のある給付費より控除する前期高齢者交付金が増額となったために普通調整交付金を減額するものでございます。616万円の減額でございます。

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の1,000円の追加につきましては70歳～74歳の医療費の一部負担について国の軽減措置が延長されたことに伴いまして、高齢者受給者証交付事務に係る補助金が交付されるにあたるための財源の設定でございます。当初予算はありませんでしたので内訳をさせていただきます。

次、前期高齢者交付金といたしまして5,761万円を追加、これにつきましては社会保障診療報酬支払基金の算定額確定に伴います追加交付でございます。

次、53ページに移らせていただきます。県負担金の高額医療費共同事業負担金につきましては国保連合会算出の拠出金額確定に伴う33万9,000円の減額でございます。

次、県支出金県補助金の普通調整交付金でございますけれども、国と同様に計算基礎となる給付費より控除する前期高齢者交付金が増額となったために普通調整交付金を616万円減額するものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業交付金といたしまして確定による増額ということで53万7,000円の増額でございます。

保険基盤保険財政共同安定化事業負担金につきましては拠出金確定による減額ということで1,389万2,000円の減額でございます。

次、財産運用収入の利子及び配当金でございますけれども、これにつきましては財政調整基金利子の確定による追加でございます。2万3,000円の追加でございます。

次に、他会計繰入金の一般会計繰入金でございますけれども、これにつきましても前期高齢者交付金の増額によりまして収入額が増加したために財源不足分の一般会計の繰入金を 367 万 6,000 円減額させていただきました。

次、保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分の確定による 68 万 7,000 円の減額でございます。

54 ページに移らせていただきます。保険基盤安定繰入金といたしまして、保険者支援額の確定による減額ということで 16 万 4,000 円の減額でございます。

財政安定化支援事業繰入金といたしましては財政安定化支援金の額の確定による 8 万 7,000 円の追加でございます。

職員給与費等繰入金につきましては高齢者円滑化運営事業補助金の交付による 1,000 円の減額となっております。

次、繰越金でございますけれども、前年度繰越金の確定による追加ということで 3,274 万 1,000 円の追加でございます。

次、雑入といたしまして一般被保険者第三者納付金でございますが、第三者行為の急増実績に伴う増額ということで 244 万 1,000 円の追加でございます。

一般被保険者返納金ということで返納金の実績による増額ということで 2 万 8,000 円の追加でございます。

雑入その他雑入といたしまして、指定公費の収入額の増加によりまして 9 万 6,000 円の追加になります。これにつきましては 70 歳以上の一般の被保険者 8 割給付者にかかる療養費償還払いの 1 割分を収入とするものでございます。

次、歳出に移らせていただきます。総務管理費の一般管理費でございますが、需用費でございます。印刷製本費につきましては高齢者受給者証の印刷代で 2 万 1,000 円の追加でございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費におきましては、被保険者一人当たりの療養給付費および被保険者数の増加に伴いまして 1,305 万円の追加でございます。

一般被保険者療養費につきましては財源更正でございます。

次、高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費につきましても財源更正をさせていただきます。

次に、後期高齢者支援金につきましては、算定額確定による交付金の減額ということで 1,339 万 9,000 円の減額でございます。

次、56 ページに移らせていただきます。前期高齢者納付金といたしまして、給付額の確定に伴う交付金の減額ということで、前期高齢者納付金 27 万 6,000 円の減額でございます。

介護納付金といたしまして給付額の確定に伴う交付金の減額で 55 万 3,000 円の減額でございます。

共同事業拠出金といたしまして、高額医療の拠出金でございますが、これにつきましては医療費拠出金でございますけれども、拠出金の確定による減額補正ということで 135 万 5,000 円の減額となっております。

次、保険財政共同安定化事業の拠出金でございますが、これにつきましても拠出金の決定による減額補正ということで 442 万 9,000 円の減額でございます。

次、償還金及び還付加算金でございますが、これにつきましては前年度の利用者確定に伴う精算にかかる返還金ということで 3,356 万 4,000 円の追加でございます。

次、諸支出金の基金積立金でございますけれども、これにつきましては財政調整基金を積み立てるための追加 2 万 3,000 円の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 全員起立であります。よって、議案第 15 号 平成 25 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。1 時から審議をはじめさせていただきます。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第17、議案第16号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案第16号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,435万4,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきます。61ページをお願いいたします。まず、歳入の部でございますけれども、後期高齢者医療保険料といたしまして現年度分でございますが、納付見込み額確定によりまして1,466万9,000円の減額、次、普通徴収保険料の現年度でございますけれども、これにつきましては納付見込み額により増額ということで1,397万7,000円の追加、滞納繰越分につきましては8万円の追加でございます。

次、繰入金の一般会計繰入金でございますけれども、保険基盤安定繰入金といたしまして、軽減額確定に伴う減額ということで29万1,000円の減額でございます。

次に繰越金、前年度繰越金でございますけれども、繰越額確定によります追加ということで25万7,000円の追加でございます。

歳出に移らせていただきまして62ページをお願いいたします。次、広域連合の納付金でございますけれども、これにつきましては実績見込みによる減額ということで、保険料納付見込み額の変更および保険料の基盤安定負担金確定による変更ということで67万4,000円の減額となっております。

次、償還金及び還付加算金の償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては還付未済分の保険料の額が確定ということで2万8,000円の追加でございます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第16号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第18、議案第17号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案第17号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

議案書 63 ページをお願いいたします。平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,453万2,000円とするものでございます。

事項別明細書をお願いいたします。66ページでございます。まず、歳入の部でございますけれども、国庫負担金の介護給付費負担金でございますけれども、これにつきましては介護サービス費減額補正に伴います負担割合分の減額ということで80万円の減額になってございます。

次、国庫補助金の事務費補助金でございますが、これにつきましては介護システム改修に伴う事業費補助金といたしまして57万7,000円の追加でございます。

次、県負担金の介護給付費負担金でございますけれども、これにつきましては実績に伴う負担金分の増額補正ということで 80 万円の追加になります。

次に、一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金でございますが、これにつきましては介護システム改修に伴う一般会計からの繰り入れに伴う増額補正 57 万 8,000 円の追加でございます。

次、歳出でございますけれども、総務費の総務管理費の一般管理費でございますけれども、消費税の改定に伴う介護報酬の改定および区分支給限度額の基準額引き上げに基づく介護システムの変更の委託料ということで 115 万 5,000 円の追加でございます。

次に介護サービス等諸費の中で居宅介護サービス給付費でございますけれども、これにつきましては実績見込みによる減額ということで 1,400 万円の減額でございます。

次に、地域密着型介護サービス給付費でございますけれども、これにつきましても実績見込みによる減額ということで 200 万円の減額になってございます。

次に、施設介護サービス給付費でございますが、これにつきましては実績見込みに伴う予算不足のために 1,600 万円の追加をお願いしたいと思います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第 17 号 平成 25 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第 19、議案第 18 号 平成 25 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第18号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）をご説明させていただきます。

議案書 68 ページでございます。平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,978万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,128万9,000円とするものでございます。また、第2条におきましては地方債の変更をお願いするものでございます。

議案書 71 ページをご覧ください。地方債の補正につきましては、限度額を当初3億770万円を2億9,390万円に減額するものでございます。

補正につきまして、事項別明細書でご説明をさせていただきます。73 ページをご覧ください。歳入でございます。分担金及び負担金でございます。負担金1,317万5,000円の増でございます。これにつきましては企業進出による増のものでございます。

続きまして、負担金でございます。166万5,000円の増でございます。同じくこれも企業進出に伴います増でございます。

続きまして、使用料及び手数料でございます。使用料－546万3,000円の減でございます。これは大型企業の排出量を実績に基づき精査したものでございます。

3番の国庫支出金でございます。土木費国庫補助金450万円の減でございます。これは国の内示による減額に伴うものでございます。

続きまして、繰入金一般会計繰入金でございます。3,747万7,000円の減でございます。これは歳入増に伴います減となっております。

次のページをご覧ください。諸収入でございます。弁償金でございます。662万円の増でございます。これは入札妨害に伴う損害賠償金の入りでございます。

続きまして、町債土木債でございます。1,380万円の減でございます。これは歳入増に伴います減額となっております。

引き続きまして、歳出でございます。総務費のうち一般管理費でございます。80万円の減となっております。実績に基づく減でございます。

維持管理費2,660万円の減となっております。需用費の30万円の減、役務費90万円の減、委託料340万円の減、負担金補助及び交付金1,200万円の減でございます。

これは大型企業の水量減に伴うものでございます。

公課費 1,000 万円の減、これにつきましては消費税及び地方税の納付額が確定した分でございます。

続きまして、下水道事業費公共下水道事業費 1,616 万 2,000 円の減でございます。内訳といたしましては工事費 1,900 万円の減、これは入札差額によります減でございます。そして、償還金利子及び割引料 283 万 8,000 円の増でございます。それは損害賠償金の入りに伴う国庫補助金返還分に充てるものでございます。

公債費でございます。元金 206 万 6,000 円の増でございます。これにつきましては、同じく損害賠償金の入りに伴う借入金の繰上償還に充てるものでございます。

また、利子につきましては財源更正となっております。

続きまして、諸支出金でございます。他会計繰出金 171 万 6,000 円の増でございます。これは損害賠償金の入りに伴います一般会計への繰り出しとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。74 ページですが、弁償金の方で、説明だと入札妨害による損害賠償金の入りということで言われていますが、この損害賠償金の弁償金の方ですけれども、支払い状況はどのようになっているのかについて答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務課長。

○総務課長（中村治史君） ただいまご質問いただいた件ですが、1社、毎月 50 万円ずつということで継続して支払っておられます。遅延することはございません。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。あと残額というのか、どのぐらい支払われるべきものが残っているのかどうかについてお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務課長。

○総務課長（中村治史君） 9月で完了するというので、今年の9月で完了するというので一応聞いております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君）　討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君）　起立全員であります。よって、議案第18号　平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（吉岡糸ミ子君）　日程第20、議案第19号　平成26年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監　杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君）　それでは、議案第19号　平成26年度愛荘町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

ピンク色の予算書1ページをお開きください。よろしいでしょうか。平成26年度愛荘町の一般会計予算は次に定めるところによる。第1条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ91億2,900万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表　歳入歳出予算」による。

第2条　債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表　債務負担行為」による。

第3条　地方債についてですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表　地方債」による。

第4条　一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第5条　歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの

規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当および共済費（貸金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めております。

次に、8ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為」でございますが、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償といたしまして、平成26年度から38年度まで限度額160万円の範囲内で損失を補償するものでございます。

彦根愛知犬上広域行政組合負担金については、紫雲苑（斎場）でございますが、改築工事に伴う負担金として平成27年度に限度額3,447万6,000円、そして滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業はコスト削減を図るため、県内6町が電算行政システムの共同化を進めるもので、37年度まで限度額12億9,492万円とするものでございます。

次に9ページでございます。「第3表 地方債」でございます。起債の目的、限度額につきましては、臨時財政対策債を4億5,600万円、合併特例事業債5億1,270万円、緊急防災・減災事業債3,530万円、地域活性化事業債1億1,000万円、合わせまして11億1,400万円、起債の方法としましては証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算でございますが、3月13日から開催の各常任委員会ならびに予算特別委員会におきまして、各担当課長より事項別明細書および事業別予算説明書等により詳しくご説明をさせていただき予定をしておりますので、私からは別紙の黄色の「平成26年度 当初予算の概要」についてご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、黄色の「予算の概要」の4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、町税につきましては30億3,880万円を見込んでおりまして、前年度比2億3,086万3,000円（8.2%）の増となりました。

税目別では、個人町民税につきましては均等割単価500円の増額と、納税義務者の増などによりまして前年度比1.8%増の8億7,110万円で、うち個人所得割は8億2,500万円、法人町民税は輸出が持ち直し、前年度比60.4%増の3億9,930万円、うち法人税割は82.9%増の3億1,360万円の見込みでございます。

固定資産税につきましては、誘致企業の不均一課税による減額措置の減少による償却資産の増加などによりまして前年度比 4.4%増の 15 億 6,800 万円、軽自動車税は台数の増により前年度比 3.8%増の 5,440 万円、たばこ税は消費税増税により、たばこの販売価格が上昇する可能性があり前年度比 2.0%減の 1 億 4,600 万円を見込んだところでございます。

次に、1 枚めくっていただきまして 6 ページでございます。歳入一覧表でございますが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、国の地方財政計画ならびに総務省および県の推計収入の伸び率に基づき予算計上をしてきたところでございます。

特に地方消費税交付金につきましては 4,724 万円 (27.1%) 増であります。消費税増税に伴う増収分 3,500 万円すべてを社会保障の充実・安定化を図るため、町内民間保育所入所事業に充てます。7 ページの上の方の表に記載をいたしているとおりでございます。

地方交付税につきましては前年度比 0.8%減の 21 億 3,400 万円、うち普通交付税は 19 億 3,400 万円、特別交付税は前年同様 2 億円を見込んだところでございます。

分担金及び負担金につきましては、主に農地基盤整備促進事業負担金の施設分 388 万円の増など前年度比 2.8 増の 1 億 7,015 万 6,000 円、使用料及び手数料につきましては、改良住宅売払い、中央スポーツ公園が指定管理になることに伴う減額などにより前年度比 67 万 4,000 円の減の 4,960 万 6,000 円を見込んでございます。

次に、国庫支出金についてですが、町道名神国八線道路改良事業等に充当する社会资本整備総合交付金や幼稚園 3 年保育に向けた事業に充当する学校施設環境改善交付金、園児数の増加による保育所入所運営費負担金の増加など前年度比 25.8%増の 9 億 574 万 9,000 円、県支出金につきましては緊急雇用創出特別推進事業補助金の終了による 2,662 万円の減はありますが、保育所運営費負担金や秦荘西小学校の太陽光発電設置に充当する地域グリーンニューディール基金補助金、県知事選挙市町村交付金の増などにより前年度比 687 万 4,000 円増の 5 億 7,592 万 8,000 円を計上いたしたところでございます。

財産収入でございます。改良住宅売払い収入の皆減、全部が減額ということで 54.6%減の 257 万 2,000 円、また繰入金につきましては、各事業推進における財源充当のため財源調整基金から 2 億 4,453 万 5,000 円、地域基盤づくり推進基金から 1 億

4,000万円、福祉・保健基金から3,400万円、防災基金1,100万円、教育振興基金1億円など、合わせまして5億2,953万5,000円を取り崩す予定で、繰入金全体では5億3,154万8,000円で前年度比8.6%の減となりました。

繰越金は前年度同額の5,000万円、諸収入につきましては各種交付金や事業精算による返還金、給食費保人負担金など2億1,461万1,000円を見込ませていただきました。

次に、地方債につきましては合併特例債5億1,270万円のほか、臨時財政対策債4億5,600万円、緊急防災減災事業債3,530万円、紫雲苑改築工事にかかる彦根愛知犬上広域行政組合負担金に地域活性化事業債1億1,000万円、合わせまして11億1,400万円の借入予定となり対前年度比3.3%増となりました。

なお、歳入に占める自主財源の構成比は、下の表にありますように前年度並みの44.5%となったところでございます。

次に、1枚めくっていただきまして8ページでございます。歳出ですが、目的別の歳出概要です。前年度と比較して増減額の大きなものは、総務費につきましては湖東三山スマートインターチェンジ建設促進事業、参議院議員選挙費、町長町議会議員選挙事業などの減によりまして6,180万5,000円(5.1%)減の11億5,566万3,000円、民生費では児童手当や町内民間保育所入所事業、福祉医療事業の増などによりまして1億3,982万4,000円(5.2%)増の28億955万4,000円、構成比は30.9%でございます。

衛生費につきましては、紫雲苑改築事業による彦根愛知犬上広域行政組合負担金の増により1億4,386万8,000円、23.5%増の7億5,515万2,000円、商工費につきましては湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業の減などにより1億5,509万円、61.8%減の9,583万8,000円でございます。

土木費につきましては、グランドゴルフ場等の都市計画事業の増などで1億8,258万1,000円、17.8%増の12億1,045万5,000円でございます。

教育費につきましては、3年保育に向けた幼稚園施設整備事業や秦荘西小学校の太陽光発電設置事業などによりまして2億4,688万6,000円、21.4%増の13億9,906万7,000円などでございます。

次の9ページでございますが、9ページは性質別歳出の概要でございます。平成25年度当初予算編成時期直前に電算機の財務会計システムを更新をしております。そ

のような関係で、平成25年度の当初予算につきましては、性質別分類を大まかにしか処理できなかった、性質分類が細かく分類できずに大まかな処理でありました。平成26年度当初予算では細かく決算統計と同様に詳細分類をした結果、前年度対比に齟齬が生じてまいりました。誠に申し訳ございませんが、25年度予算の性質別分類をやり直すことができませんが、25年度決算統計により詳細に分析をして、9月議会において詳細説明を申し上げますので今回は前年度比較を省略させていただきたいと存じます。

人件費につきましては、非常勤も含めた特別職報酬592人、そして一般職の職員161名分を合わせまして12億7,229万7,000円、構成比13.9%、扶助費につきましては福祉分野の給付費の増加により16億9,458万8,000円、構成比18.6%でございます。

公債費は8億6,258万円で義務的経費につきましては38億2,946万5,000円で、歳出総額に占める構成比は41.9%でございます。

物件費につきましては、緊急雇用創出特別事業の終了により臨時職員の賃金等の減により17億6,105万8,000円で構成比19.3%、補助費においては彦根愛知犬上広域行政組合負担金1億5,919万円、東近江行政組合消防関係負担金3億2,021万円など各種負担金補助金で10億3,449万円、一般行政経費は28億3,366万8,000円で構成比は31%でございます。

次に、投資的経費についてですが、幼稚園施設整備事業1億7,853万円、(仮称)東部地域公園整備事業等の都市計画事業により1億1,115万円など、合計10億7,846万9,000円で構成比は11.8%でございます。

積立金につきましては、合併振興基金積立など2億843万9,000円、繰出金につきましては国民健康保険事業特別会計へ1億5,090万円、後期高齢者医療特別会計3,917万円、介護保険事業特別会計へ2億4,022万円、下水道事業特別会計へ5億5,936万円など、合計11億7,232万9,000円で、その他の経費の合計は13億8,739万8,000円でございます。構成比が15.2%でございます。

次に、10ページの基金の状況でございますが、平成25年度末残高見込みは37億5,828万5,000円で、平成26年度において5億2,953万5,000円を取り崩し、2億843万9,000円を積み立てて、年度末残高見込みが34億3,718万9,000円、対24年度増減率は19%減と見込んでおります。

一方、13ページの地方債残高であります。13ページをお願いいたします。地方

債残高につきましては一般会計の平成25年度末残高見込みが90億4,593万6,000円で、平成26年度中の借入額11億1,400万円、元金償還額を7億5,180万7,000円と見込みまして、平成26年度末残高見込みは94億812万9,000円、特別会計を合わせますと197億8,451万6,000円となる見込みでございます。

なお、ピンク色の予算書の117ページ、もう一度予算書に戻っていただきたいと思っております。予算書の117ページにつきましては、特別職の給与費明細書でございまして、比較覧の議員報酬は定数の減によるもの、その他の特別職の職員数ならびに報酬は各選挙立会人等による減でございまして。

118ページ、1枚めくってください。118ページは一般職の給与費明細書でございまして、職員数は2名減の161人を計上いたしております。

また、122ページでございます。少し飛びますが、122ページには債務負担行為で、当該年度以降の支出予定額等に関する調書を掲載させていただいております。

125ページには地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、平成26年度当初予算の概要の主なものをご説明させていただきましたが、詳細につきましては、各常任委員会ならびに予算特別委員会におきまして、各現課から詳しくご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

◎議案第20号～議案第25号の上程、説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第21、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から日程第26、議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算までの6特別会計を一括議題にします。

日程第21、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第22、議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、日程第23、議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第24、議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第25、議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について、5特別会計の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、住宅新築資金等貸付事業特別会計から国保特別会計ならびに後期高齢者事業特別会計ならびに介護保険事業特別会計の5つの特別会計について説明をさせていただきます。

それぞれこの5つの特別会計につきましては、のちほどの教育民生常任委員会ならびに同和対策特別委員会、また予算特別委員会等々でご審査をいただく予定となっておりますので、私の方からは概要のみを説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、住宅新築資金特別会計事業でございますけれども、これにつきましては住環境整備事業の実施に伴い、住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付を行うことにより、当該地域の居住環境の整備改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的とするものでございます。

失礼いたしました。黄色の「平成26年度当初予算の概要」の199ページをお願いいたします。現在まで事業対象地域の住環境整備事業（環境改善事業ならびに小集落地区改良事業）を実施するにあたりまして、多くの事業対象者の協力が得られ、この制度を利用されたことにより、一定の住環境の向上が図れました。

合併後の愛荘町の例規におきましても、暫定施行例規となっております貸付事業はしておりませんが、償還事業を行っている状況でございます。住宅新築資金貸付償還金に伴う愛荘町の起債は平成23年度に既に償還済でございます。ただし、貸付者からの償還は引き続き行われることから、この事業を存続するものでございます。

今年度の事業につきましては、改良住宅譲渡資金の収入6件を184万3,000円を予定しております。また、過年度の収入といたしまして8名分18万円を予定しております。

主な特別会計の事業につきましては、改良住宅譲渡資金の償還金ならびに住宅新築資金と住宅改修資金、改良住宅譲渡資金の滞納整理等が主な事業でございます。26年度の予算総額が204万5,000円を計上して予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、202ページの土地取得造成事業特別会計についてご説明をさせていただきます。この事業につきましては、地区内における事業用地（環境改善事業ならびに小集落地区改良事業）の売買を行い、町有地の区画整理を実施し、適正な管理に努めている

ものでございます。

そして、平成16年度に公共事業用地（公園用地）として先行取得をした用地についての地方債の管理を、土地取得造成事業特別会計で管理をしているものでございます。

今年度につきましては、公共用地先行取得等事業債につきましては、既に起債残高は償還をしておりますのでゼロ件になってございます。改良区事業賦課金として愛西土地改良区の方にお支払する賦課金が9,510円でございますが、その分を予算計上させていただいているものでございます。

この主な事業については、町有地の管理事業でございます。歳入歳出予算それぞれ1万1,000円の予算総額で計上しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。昭和36年に創設された国保制度は、半世紀にわたって国民皆保険の中核的役割を担い、国民の健康を支えてきた。しかし、高齢化、医療の高度化による医療費の増高、長引く景気低迷等による所得の低下、滞納者の増加による多くの保険者が累積赤字を抱えており、本町においても一般会計から多額の支援を受けて運営しているところでございます。このような課題解決のため国民健康保険財政の健全な運営ができるよう3年ごとに国民健康保険税の改定を行っているところであります。

一方、保健事業では糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および生活習慣を改善するための特定保健事業を実施しているところでございます。生活習慣病の改善に向けた取り組みは被保険者の健康と医療費全体の抑制に資するものとして、今後も特定健診・特定保健指導の啓発と実施率の向上に努めていきます。

また、国の動向は社会保障制度改革において、昨年社会保障制度改革に関するプログラム法案が成立し、医療制度について国保財政の構造的な問題を解決したうえで、財政運営は都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収、保健事業の実施に関する市町村の積極的な役割が果たせるよう、都道府県と市町村で分担するために必要な措置を講ずる法改正を、平成27年度通常国会に提出されることとなります。

国保を取り巻く情勢は大きく変化していることから、引き続き国の動向を注視して被保険者が混乱を招かないように情報提供に努めていく必要があります。

国保の被保険者数につきましては4,784人を見込んでございます。内訳といたしま

しては一般被保険者が 4,323 人、退職被保険者が 461 人でございます。

そして、収納率向上特別対策を引き続き 2 名の徴収嘱託員を雇用いたしまして、よりきめ細やかな対応により収納率向上に努める所存でございます。

一般会計の繰入金におきましては 1 億 5,090 万 2,000 円でございます。その内訳といたしましては、ルール分につきましては 1 億 613 万 8,000 円、その他分は 4,476 万 4,000 円でございます。そのほか、保健事業の取り組みといたしまして 2,875 万円の予算を計上しております。

主な事業につきましては、疾病予防事業が 256 万 8,000 円、特定健康診査・特定保健指導委託が 2,525 万 8,000 円を計上してございます。

国民健康保険事業の主な事業でございますが、収納率向上特別対策事業と保険給付事業ならびに高額共同事業拠出金、人間ドック健診費助成事業それから特定健康診査事業等々を実施してございます。

歳入歳出予算それぞれ 18 億 2,190 万 7,000 円で 26 年度事業を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、223 ページの後期高齢者医療事業特別会計についてご説明をさせていただきます。平成 20 年 4 月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度が創設されました。これにより、保険料の賦課決定や医療費の給付事業は都道府県ごとに設置されました広域連合が行い、市町村は特別会計を設けて保険料の徴収・収納業務および広域連合へ納付、被保険者からの各種申請書・届出の受付、保険証交付などの窓口業務を担っているものでございます。

この制度への加入につきましては 75 歳以上（65 歳以上で一定の障がいがあり、加入を希望するものを含む）が対象で、すべての加入者が保険料を納めることとなりますけれども、所得が一定以下の人には軽減措置があります。

本年度は 2 年ごとの保険料改定の年であり、保険給付費の増加に伴い、料率が上がるため予算額も大幅な増額となっております。平成 26 年度の予算総額につきましては 1 億 5,960 万円で、前年度当初予算比較 1,460 万円の増額を見込んでございます。

滋賀県の後期高齢者医療広域連合第 4 期保険料率といたしまして、所得割が 8.7%、それから均等割につきましては 4 万 5,202 円という形で予算計上させていただきます時のこの数字であげさせていただきましたけれども、今年の 2 月に広域連合の部会がございまして、平成 26 年度・27 年度の保険料率の確定をいたしました。その数字

について申し上げます。均等割額が4万4,886円でございます。所得割率の方が8.73%ということでございます。それから、年間保険料の上限額につきましては、今まで55万円でしたが、57万円になります。以上のように改定されました。

社会保険制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するために、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置されました。その会議において、後期高齢者医療については現在十分定着していると考えられているとされまして、今後は現行制度を基本としながら実施状況を踏まえて必要な改善を行っていくことが適当であるとされております。引き続き、今の制度を理解していただくとともに、被保険者の目線できめ細やかな対応に努めていきたいと考えております。

被保険者の見込みにつきましては2,288人見込んでおりまして、平成25年3月末からは2,289人でしたが、同等を見てございます。

保険料につきましては、広域連合の試算でございますけれども1億2,026万2,000円を見込んでございます。内訳といたしまして、特別徴収分が1億460万円、普通徴収分が1,566万2,000円でございます。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金といたしまして3,265万5,000円の繰り入れ、特別会計事務費分147万7,000円を予定いたしております。

後期高齢者の保険証につきましては7月中旬に各被保険者の方々に郵送を予定してございます。以上よろしくお願いをいたします。

次に、229ページの介護保険事業特別会計予算概要について説明をさせていただきます。介護保険制度は高齢者の尊厳の保持と、自立支援を重点にスタートして、高齢者の介護を社会が支えるしくみとして着実に定着をしてきました。しかし、本格的な超高齢社会の到来を控え、人生85年時代にふさわしい社会を構築していくことが求められているところでございます。

平成18年度には大幅な制度改正があり、第3期計画から新予防給付の創設、地域支援事業の創設などが図られました。平成24年度からは3カ年の第5期事業計画では、地域包括ケアシステムを着実に実行するため、健康維持と介護予防の充実、介護と医療の連携強化、介護サービスの充実と適切な利用の促進、多様な生活支援サービスの提供、安心できる住環境の確保を基本方針といたしまして、支援者の目が住民一人ひとりに確実に行き届くきめ細やかなケアシステムの実現を目指すものでございます。

今年度は、第5期事業計画の最終年次でございます。平成26年度の予算総額は14億730万円で、前年度当初予算との比較では1億4,090万円の増額（11.1%の増）と見込んでおります。

介護認定者数は、平成25年10月現在では780人で、計画の推計値800人に対し20人下回っておりますけれども、平成24年10月の746人と比較すると34人の増加となっております。

保険給付費も増加の一途をたどっており、認定者数の増加に伴い、在宅でのサービス利用も増加しております。介護予防事業を重点的に取り組めますが、即効性はなく、給付の減少は見込めないため、前年度対比109.4%の増加を見込んでございます。

今年度の予算方針といたしまして、平成26年度の認定者数が引き続き増加することによるそれぞれのサービスの平均的な利用状況を考慮して給付を見込みました。特に介護予防給付者（要支援1・2）の増加に伴い、介護予防給付の在宅サービスの増額を見込んでございます。

介護予防事業（地域支援事業）につきましては、一次予防事業では自治会単位などで具体的に介護予防活動が促進されるよう、地域支援活動や出前講座を重点的に取り組めます。

二次予防事業につきましては、引き続き生活機能基本チェックを重視し、65歳以上全員の把握に努め、結果を返信するとともに、運動機能と脳の健康維持のための通所型事業を実施し、閉じこもりがちな方については看護師などの訪問型事業において対応していきたいと考えております。

介護認定者の主疾患に認知症が占める割合が増加しているため、前年度に引き続き認知症高齢者見守り事業の取り組みを重要課題として進めていきたいと考えております。

第5期事業計画の重点施策についての検証と、第6期計画の策定のために実施した高齢者に関する住民アンケート、要支援要介護認定調査、ケアマネージャー調査、65歳以上全員に日常生活圏ニーズ調査により、現状と課題の把握を行います。

第6期計画策定については、作業部会および策定委員会を開催する予定でございます。

要介護認定者数につきましては、26年度の平均見込みにつきましては846人を予定してございます。

歳入につきましては、介護保険料特別徴収が2億3,800万3,000円(4,062人)を見込んでございます。普通徴収については1,818万3,000円(311人)を予定しております。合計で4,373人で予算計上をいたしております。

歳出につきましては、保険給付費が居宅介護サービス費につきましては5億5,100万円、施設介護サービス費につきましては4億600万円、地域支援事業費につきましては介護予防事業が276万8,000円、包括的支援事業・任意事業につきましては4,540万6,000円を見込んでございます。

主な事業につきましては、介護サービスの諸費、特に居宅介護給付、施設介護給付、住宅改修でございます。それから、介護予防給付、福祉用具購入のほかでございます。

高額介護サービス費につきましては2,584万円予算計上しております。特定入居者介護サービス諸費につきましては3,886万円、包括的支援・任意事業につきましては4,540万6,000円を予算計上してございます。

以上簡単ですが、よろしく願いいたします。

○議長(吉岡糸ミ子君) 次に、日程第26 議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算の説明を求めます。産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋登壇]

○農林建設主監(北川元洋君) それでは、下水道事業特別会計についてご説明をさせていただきます。他の特別会計と同様、事業の目的、事業の概要を説明させていただきます。提案説明と代えさせていただきます。

当初予算の概要253ページをご覧ください。平成元年8月に下水道計画を決定いたしまして、当年12月より事業認可を受け、順次事業に着手してまいりました。平成25年度末には普及率が99.2%となる見込みでございます。平成26年度予算の総額が13億4,160万3,000円で、前年度当初比較7,079万9,000円の増(5.6%の増)ということで見込んでおります。

主な財源といたしましては、社会資本整備総合交付金を包括して予算配分をされておりますので、それらを活用して編成を行いました。

主な事業につきましては、流域下水道の維持管理負担金また琵琶湖流域下水道建設事業市町村負担金、下水道事業債の償還元金等となっております。そして、長寿命化計画策定等を行って管路の維持管理を図っていきたいということを考えております。

工事面につきましては、国道の長野地先におきまして管路埋設工事を行って、早期

完成を図っていききたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 以上、6特別会計の説明を終わりました。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算から議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを所管の各常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第24、議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第25、議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算、日程第26、議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算を、所管の各常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明後日3月12日、9時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。大変ご苦労さまでした。

延会 午後2時25分